官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔復興庁令〕
○福島復興再生特別措置法施行規則の一部を改正する庁令（復興庁五）　二
〔法規的告示〕
○令和九年産の麦に適用する一キログラム当たり共済金額の範囲を定める件（農林水産一一六五）　二
〔その他告示〕
○人材育成奨学計画のための贈与等に関する日本国政府とラオス人民民主共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務二五九）　二
○人材育成奨学計画のための贈与等に関する日本国政府とモルディブ共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同二六〇）　三
○カンボジア王国政府に対する政府安全保障能力強化支援に関する日本国政府とカンボジア王国政府との間の書簡の交換に関する件（同二六一）　三
○イエメン共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件（同二六二）　三
○確定給付企業年金法施行令第六十七条第三項の規定に基づき指定法人の指定の取消を公告する件（厚生労働三一五）　三
○公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令第一条の規定による廃止前の厚生年金基金令第二十九条第三項の規定に基づき指定法人の指定の取消を公告する件（同三一六）　三
○国民年金基金令第二十条第四項の規定に基づき国民年金基金が業務の一部を委託することができる法人の指定の取消を公告する件（同三一七）　三
○確定給付企業年金法施行令第六十七条第一項の規定に基づき指定法人の指定を公告する件（同三一八）　三
○公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令第一条の規定による廃止前の厚生年金基金令第二十九条第三項の規定に基づき指定法人の指定を公告する件（同三一九）　三
○国民年金基金令第二十条第四項の規定に基づき同条第一項の規定による国民年金基金が業務の一部を委託することができる法人の指定を公告する件（同三二〇）　三
○国民年金基金令第二十条第四項の規定に基づき同条第二項の規定による国民年金基金が業務の一部を委託することができる法人の指定を公告する件（同三二一）　三
○保安林の指定施業要件を変更する件（農林水産一一六六～一一八〇）　四
○船舶安全法の規定に基づき、型式承認をした件（国土交通一〇五八）　六
○都市計画に関する件（同一〇五九、一〇六〇）　六
○肱川水系肱川及び矢落川に係る洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深の変更に関する件（四国地方整備局五九）　六
○那賀川水系那賀川及び派川那賀川・桑野川に係る洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深の変更に関する件（同六〇）　六
〔国会事項〕
内閣　法務省　六
〔人事異動〕
官庁事項　七
〔皇室事項〕　七
〔官庁報告〕
貸金業法第三十三条第二項の規定による日本貸金業協会からの届出に関する公示（金融庁）　七
試験事務を行う登録実施機関について（関東運輸局）　七
〔公告〕
諸事項
官庁
金融商品取引業者営業保証金取戻し、建設業の許可の取消処分関係　八
裁判所
相続、失踪、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　二五
会社その他
戸籍が滅失した件（法務省告示配一二二）　八
原戸籍が滅失した件（同一二三）　八

復興庁令

○復興庁令第五号

福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）を実施するため、福島復興再生特別措置法施行規則の一部を改正する庁令を次のように定める。

令和八年八月十七日

内閣総理大臣　高市　早苗

福島復興再生特別措置法施行規則の一部を改正する庁令

福島復興再生特別措置法施行規則（平成二十四年復興庁令第三号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の一項を加える。

（第五十九条第一項に規定する会計処理の特例）

2　令和八年度における第五十九条第一項の規定の適用については、同項中「当該償却資産を指定することができる。」とあるのは、「当該償却資産を指定することができる。ただし、償却資産の取得後の事情の変更その他の特別の事情によりやむを得ないと認められる場合においては、その取得後においても当該償却資産を指定することができる。」とする。

附　則

この庁令は、公布の日から施行する。

法規的告示

○農林水産省告示第千百六十五号

農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）第九十一条第一項の規定に基づき、令和九年産の麦に適用する一キログラム当たり共済金額の範囲を次のように定める。

令和八年八月十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険監理官及び関係都道府県庁に備え置いて縦覧に供するとともに、農林水産省のホームページに掲載する。）

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

その他告示

○外務省告示第二百五十九号

令和八年六月二十二日にビエンチャンで、人材育成奨学計画のための贈与等に関する次の概要の書簡の交換がラオス人民民主共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入

2　贈与等の限度額　三億七千八百万円

3　贈与等の供与期限　令和十六年十二月三十一日

4　署名者

日本側　小泉勉在ラオス大使

ラオス側　アヌパープ・ヴォンノーケオ外務副大臣

令和八年八月十七日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第二百六十号

令和八年七月十五日にマレで、人材育成奨学計画のための贈与等に関する次の概要の書簡の交換がモルディブ共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入

2　贈与等の限度額　一億五千二百万円

3　贈与等の供与期限　令和十五年十二月三十一日

4　署名者

日　本　側　石神留美子在モルディブ大使

モルディブ側　シェリーナ・アブドゥル・サマド外務担当国務大臣

令和八年八月十七日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第二百六十一号

令和八年七月十九日にプノンペンで、カンボジア王国政府に対する政府安全保障能力強化支援に関する次の書簡の交換がカンボジア王国政府との間に行われた。

令和八年八月十七日

外務大臣　茂木　敏充

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、日本国政府の代表者とカンボジア王国政府（以下「被供与国政府」という。）の代表者との間で、カンボジア王国（以下「被供与国」という。）の安全保障上の能力及び抑止力の向上を目的として行われる日本国の協力に関して最近行われた討議に言及するとともに、日本国政府に代わって次の了解を提案する光栄を有します。

1　日本国政府は、法の支配に基づく平和、安定及び安全の確保、人道目的の活動又は国際平和協力活動を目的とした被供与国政府による安全保障上の能力強化に係る計画（以下「計画」という。）の実施に寄与することを目的として、被供与国政府に対し、日本国の関係法令及び予算に従って、五億円（五〇〇、〇〇〇、〇〇〇円）の贈与（以下「贈与」という。）を行う。計画は、情報収集、警戒監視、偵察、輸送、法執行、人道的援助、災害救助若しくは国際平和協力のために、又は計画の範囲内において両政府が決定する他の適当な目的のために実施される。計画は、両政府の関係当局間で作成され、及び必要に応じ修正される文書で定める。

2　(1)　贈与及びその利子は、被供与国政府により、適正に、かつ、専ら計画の実施に必要な生産物又は役務であって両政府の関係当局間で相互に合意する表に掲げるもの（以下それぞれ「生産物」及び「役務」という。）を購入するため、及び計画の実施に必要な手数料を支払うために使用される。ただし、生産物は、調達適格国において生産されるものとし、役務は、調達適格国の国民によって提供されるものとする。

(2)　(1)に規定する表は、両政府の関係当局間の合意により修正されることがある。

(3)　(1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で別途の文書により合意される。

3　(1)　被供与国政府は、この了解の効力の生ずる日の後二箇月以内に日本国にある銀行に被供与国政府の名義で円普通預金勘定（以下「勘定」という。）を開設し、かつ、勘定を開設した日の後十四日以内に日本国政府に対し勘定を開設するための手続を完了した旨を書面により通告する。

(2)　勘定の目的は、4に規定する日本国政府が払い込む日本円を受領すること、生産物又は役務の購入に必要な支払を行うこと及び両政府の関係当局間で別途の文書により合意されることがあるその他の支払を行うことに限られる。

4　日本国政府は、3(1)に規定する書面による通告の受領の日から二千二十七年三月三十一日までの期間に、1に規定する金額を勘定に日本円で払い込むことにより贈与を実施する。当該期間は、日本国政府の関係当局の決定により延長することができる。

5　(1)　被供与国政府は、次のことのために必要な措置をとる。

(a)　生産物又は役務の購入及び2(1)に規定する手数料の支払をいつでも行うことができるよう、両政府の関係当局間の相互の同意により延長されない限り、贈与が実施された日の後十二箇月以内に贈与及びその利子が勘定から完全に払い出されることを確保すること並びに計画の完了後に残額を日本国政府に払い戻すこと。

(b)　生産物又は役務の購入に関して被供与国において課される関税、内国税その他財政課徴金が免除されることを確保すること。

(c)　贈与及びその利子の使用に当たり、環境及び社会に妥当な考慮を払うこと。

(d)　贈与及びその利子が生産物若しくは役務の購入及び2(1)に規定する手数料の支払に完全に使用された場合又は日本国政府から要請があった場合には、勘定に関する取引について、日本国政府に対し、関連する取引についての契約書、証書類その他の文書の写しを添付の上、日本国政府が受け入れることができる形式の書面による報告を遅滞なく行うこと。

(e)　日本国と被供与国との間の多年にわたる友好関係の促進及び強化を考慮しつつ、生産物又は役務が、被供与国政府により、専ら計画の実施を目的とする活動のために適正かつ効果的に、並びに国際連合憲章の目的及び原則に適合する方法で、維持され、及び使用されることを確保すること。

(f)　日本国政府の書面による事前の同意を得ないで、生産物又は役務が被供与国政府以外の者に移転されないようにすること。

(g)　(f)の規定を適用するほか、日本国政府の事前の同意を得ないで、生産物又は役務が両政府の関係当局間で決定される者以外の被供与国政府に属する者に移転されないようにすること。

(h)　計画の実施に必要な土地を確保し、及び用地の整地を行うこと。

(i)　計画の実施に必要な配電、給水、排水その他の付随的な諸施設を提供すること。

(j)　被供与国における生産物の速やかな積卸し、通関及び国内輸送を確保すること。

(k)　被供与国において計画の実施に従事する者の安全を確保すること。

(l)　生産物又は役務の供給に関連してその役務が必要とされる日本国又は第三国の自然人に対し、その作業の遂行のため被供与国への入国及び被供与国における滞在に必要な便宜を与えること。

(m)　計画の実施に必要な全ての経費（贈与及びその利子によって負担されるものを除く。）を負担すること。

(n)　計画の完了後、日本国政府に対して計画に関する最終報告書を提出すること。

(o)　生産物又は役務に関する秘密情報を適切に保護すること。

(2)　被供与国政府は、日本国政府に対し、贈与及びその利子並びに生産物又は役務に関する必要な情報を提供する。

(3)　被供与国政府は、生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることがあるいかなる制限を課することも差し控える。

(4)　被供与国政府は、日本国政府が行う生産物又は役務の状況（生産物又は役務が(1)(e)の規定に従って使用されているかどうかを含む。）を確認するためのモニタリング及び計画に関する情報の開示のために協力し、及び必要な措置（生産物又は役務に関する必要な情報の提供及び現場への立入りの許可を含む。）をとる。

6　この了解は、両政府の関係当局間の協議により合意される手続細目に従って実施される。

7　被供与国政府は、この了解に適合しない行為を禁止し、及び防止するために必要な措置をとるものとし、そのような行為が発見された場合には、適当な期間内に是正措置をとる。

8　両政府は、この了解から又はこの了解に関連して生ずることがあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及び被供与国政府に代わって前記の了解を確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

令和八年八月十七日

厚生労働大臣　上野賢一郎

○厚生労働省告示第三百十五号

確定給付企業年金法施行令（平成十三年政令第四百二十四号）第六十七条第二項の規定に基づき、令和三年厚生労働省告示第三百十五号により指定法人としての指定について公告したみずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社の指定を、令和八年七月二十九日付けで取り消したので、同条第三項の規定に基づき公告する。

令和八年八月十七日

厚生労働大臣　上野賢一郎

二千二十六年七月十九日にプノンペンで

カンボジア王国駐在

日本国特命全権大使　植野篤志

カンボジア王国

副首相兼国防大臣　ティア・セイハー閣下

（カンボジア側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、更に、カンボジア王国政府に代わって前記の了解を確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千二十六年七月十九日にプノンペンで

カンボジア王国

副首相兼国防大臣　ティア・セイハー

カンボジア王国駐在

日本国特命全権大使　植野篤志閣下

○外務省告示第二百六十二号

令和八年七月十六日にリヤド（サウジアラビア）で、イエメン共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。

令和八年八月十七日

外務大臣　茂木　敏充

1　協力の目的及び内容　食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　三億円

3　署名者

日　本　側　中島洋一在イエメン大使

世界食糧計画側　エルキディール・ダールム在イエメン事務所代表

○厚生労働省告示第三百十六号

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号）第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十六年政令第七十三号）第一条の規定による廃止前の厚生年金基金令（昭和四十一年政令第三百二十四号）第二十九条第二項の規定に基づき、令和三年厚生労働省告示第三百十四号により指定法人としての指定について公告したみずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社の指定を、令和八年七月二十九日付けで取り消したので、同条第三項の規定に基づき公告する。

令和八年八月十七日

厚生労働大臣　上野賢一郎

○厚生労働省告示第三百十七号

国民年金基金令（平成二年政令第三百四号）第二十条第三項の規定に基づき、令和三年厚生労働省告示第三百十六号により同条第一項の規定による国民年金基金がその業務の一部を委託することができる法人としての指定について公告したみずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社の指定を、令和八年七月二十九日付けで取り消したので、同条第四項の規定に基づき公告する。

令和八年八月十七日

厚生労働大臣　上野賢一郎

○厚生労働省告示第三百十八号

確定給付企業年金法施行令（平成十三年政令第四百二十四号）第六十七条第一項の規定により事業主等が受託業務を委託することができる法人として、令和八年七月二十九日付けで次のものを指定したので、同条第三項の規定に基づき公告する。

令和八年八月十七日

名　　称　株式会社みずほ銀行

主たる事務所の所在地　東京都千代田区大手町一丁目五番五号

厚生労働大臣　上野賢一郎

○厚生労働省告示第三百十九号

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号）第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十六年政令第七十三号）第一条の規定による廃止前の厚生年金基金令（昭和四十一年政令第三百二十四号）第二十九条第一項の規定による廃止前の厚生年金基金令（昭和四十一年政令第三百二十四号）第二十九条第二項の規定により存続厚生年金基金がその業務の一部を委託することができる法人として、令和八年七月二十九日付けで次のものを指定したので、同条第三項の規定に基づき公告する。

令和八年八月十七日

名　　称　株式会社みずほ銀行

主たる事務所の所在地　東京都千代田区大手町一丁目五番五号

厚生労働大臣　上野賢一郎

○厚生労働省告示第三百二十号

国民年金基金令（平成二年政令第三百四号）第二十条第一項の規定により国民年金基金がその業務の一部を委託することができる法人として、令和八年七月二十九日付けで次のものを指定したので、同条第四項の規定に基づき公告する。

令和八年八月十七日

名　　称　株式会社みずほ銀行

主たる事務所の所在地　東京都千代田区大手町一丁目五番五号

厚生労働大臣　上野賢一郎

○厚生労働省告示第三百二十一号

国民年金基金令（平成二年政令第三百四号）第二十条第二項の規定により国民年金基金がその業務のうち申出受理業務のみを委託することができる法人として、令和八年十月一日付けで次のものを指定したので、同条第四項の規定に基づき公告する。

令和八年八月十七日

名　　称　奈良県商工会連合会

主たる事務所の所在地　奈良県奈良市西大寺南町八番三十三号

○農林水産省告示第千百六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年八月十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

佐賀県佐賀市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県庁及び佐賀市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年八月十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

岡山県苫田郡鏡野町（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び鏡野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年八月十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

京都府南丹市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府庁及び南丹市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年八月十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

岡山県**久**米郡美咲町（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

美咲町（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び美咲町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年八月十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

岡山県**久**米郡美咲町中字中尾二六九六

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岡山県庁及び美咲町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年八月十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

岐阜県下呂市小坂町赤沼田字水洞一八五六、一八六六、一八六九から一八七一まで、一八八四

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年八月十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

岐阜県山県市**葛**原字鯱尾五六八〇

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び山県市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百七十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年八月十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

岐阜県郡上市和良町鹿倉字ヱイ谷八〇二の三（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字ヱイ谷八〇二の三（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県庁及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百七十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年八月十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　宮城県大崎市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁及び大崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百七十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年八月十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　宮城県大崎市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁及び大崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年八月十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県日野郡日南町花口字長者原一の七、字花口東山一九九五の一、一九九五の五、一九九五の七、宮内字鬼林山一三三七の一から一三三七の二二まで、字大平ル一三四〇から一三四三まで、字ノマズ一四一八の一、一四一八の二、一四一八の四から一四一八の六まで、字アダ馬渡一四一九の一、一四一九の二、一四一九の六、一四一九の七、一四二〇の一、一四二〇の二、一四二〇の四、一四二〇の五、字奥馬渡一四二一の一、一四二二の一から一四二二の三まで、一四二二の五、字東山一四二三の一、一四二三の二、一四二三の四、一四二三の五、一四二三の七から一四二三の一三まで、字蛇ヶ喰一四二四の一から一四二四の三まで、一四二五、一四二六の一から一四二六の三まで、字カリヤ床一四二七の一、一四二七の四、一四二八（次の図に示す部分に限る。）、字水谷一四三九の一から一四三九の三まで

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県庁及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年八月十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　三重県津市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁及び津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年八月十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　三重県亀山市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁及び亀山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年八月十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　三重県北牟婁郡紀北町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、北牟婁郡紀北町（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁及び紀北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年八月十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

三重県松阪市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、松阪市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁及び松阪市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第千五十八号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ五第一項の規定に基づき、令和八年七月三十日付けをもって次のように型式承認したので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

令和八年八月十七日

国土交通大臣　金子　恭之

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第5858号	ジャイロコンパス	TG—8200	東京計器株式会社	東京都大田区羽田空港一丁目1番4号
第5859号	〃	TG—8300	〃	〃
第5860号	ジャイロコンパスのレピータ	RP—61—1	〃	〃

○国土交通省告示第千五十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を承認したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年八月十七日

国土交通大臣　金子　恭之

一　施行者の名称　国土交通大臣

二　都市計画事業の種類及び名称　熊本都市計画道路事業1・4・6号中九州横断道路大津熊本線

三　事業施行期間　自令和五年二月十五日至令和八年八月十七日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○国土交通省告示第千六十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を承認したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年八月十七日

国土交通大臣　金子　恭之

一　施行者の名称　国土交通大臣

二　都市計画事業の種類及び名称　大津都市計画道路事業1・4・1号中九州横断道路大津熊本線及び熊本都市計画道路事業1・4・6号中九州横断道路大津熊本線

三　事業施行期間　自令和六年十二月十日至令和八年八月十七日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○四国地方整備局告示第五十九号

令和二年四国地方整備局告示第五十四号により定めた肱川水系肱川及び矢落川に係る洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深を変更したので、水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第五項の規定により準用する同条第四項及び水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第三条の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、四国地方整備局及び大洲河川国道事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

令和八年八月十七日

四国地方整備局長　奥田　晃久

○四国地方整備局告示第六十号

平成二十八年四国地方整備局告示第七十七号により定めた那賀川水系那賀川及び派川那賀川・桑野川に係る洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深を変更したので、水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第五項の規定により準用する同条第四項及び水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第三条の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、四国地方整備局及び那賀川河川事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

令和八年八月十七日

四国地方整備局長　奥田　晃久

国会事項

参議院

報告、勧告及び意見書受領

八月七日人事院総裁から、国家公務員法、一般職の職員の給与に関する法律、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律等に基づく公務員人事管理についての報告、一般職の職員の給与についての報告、勧告及び一般職の職員の勤務時間及び休暇についての勧告並びに国家公務員災害補償法の改正についての意見を受領した。

人事異動

内閣

検事長

検事総長に任命する

検事　川原　隆司

同　伊藤　栄二　同　竹内　寛志

同　小池　隆　同　加藤　俊治

同　森本　加奈

検事長に任命する（各通）

検事　新河　隆志

次長検事に任命する

松居　眞司　大隅　洋

石月　英雄　北川　克郎

特命全権大使に任命する（各通）

検事総長　歌本　直美

次長検事　山元　裕史

検事長　菊池　浩

同　浦田　啓一　同　山本真千子

同　瀬戸　毅

願に依り本官を免ずる（各通）（以上八月十二日）

法務省

安倍　嘉一　池田　悠　石田　信平

石田　眞得　一ノ澤直人　井上　武史

今津　幸子　宇藤　崇　浦田　悠一

遠藤　啓之　太田　晃詳　大槻　文俊

大林　啓吾　岡庭　幹司　尾島　茂樹

小田　勇一　大日方信春　笠原　武朗

片桐　直人　金子　敏哉　金子　直史

亀井源太郎　河原　俊也　神前　禎

岸本　太樹　北島　典子　北見　宏介

木村　琢麿　金　春　櫛橋　明香

黒川　由子　小池信太郎　髙　秀成

小林　彩子　齊藤　高広　酒井　博行

柴田　憲司　志甫　治宣　白石　友行

杉原　則彦　杉本　一敏　杉本　好央

鈴木　隆元　瀬戸口壮夫　園田　賢治

滝澤紗矢子　竹中　悟人　田澤　元章

田中　良弘　玉井　利幸　田山　聡美

土田　亮　鶴田　滋　手賀　寛

道垣内正人　戸部　真澄　友岡　史仁

豊田　兼彦　中林　暁生　中村　新

長屋　文裕　成瀬　剛　西部　俊宏
野田　耕志　橋本　陽子　蓮井　俊治
秦　公正　林　誠司　原　弘明
原田　和往　平野　哲郎　深町　晋也
福島　洋尚　星　周一郎　本庄　淳志
正木　宏長　松尾　誠紀　松下　祐記
松田　岳士　松戸　浩　皆川　宏之
南川　和宣　宮木　康博　宮下　修一
矢部　耕三　山木戸勇一郎　山下　昇
山根　崇邦　吉池　信也　吉開　多一
和田　俊憲　渡部美由紀
判事兼簡易裁判所判事　佐藤　政達

令和八年司法試験考査委員に任命する
任期は令和九年三月三十一日までとする（各通）
検事　青野　卓也
同　荒井　徹伊
同　今井　誠
同　川山　泰弘
同　玉本　将之
同　道面　正朋
同　堀内　元城
検事兼法務事務官　日下部祥史
同　西村　翔太

令和八年司法試験考査委員に併任する
併任の期間は令和九年三月三十一日までとする
（各通）
検事　木下　英春
検事兼法務事務官　木田佳央人

令和八年司法試験考査委員に併任する
併任の期間は令和九年三月三十一日までとする
令和八年司法試験予備試験考査委員に併任する
併任の期間は令和八年十二月三十一日までとする
（各通）
検事　小倉健太郎

令和八年司法試験考査委員の併任を解除する
令和八年司法試験予備試験考査委員の併任を解除する
（法務省保護局総務課長）法務事務官　南元　英夫
法務省大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官に昇任させる
（法務省大臣官房施設課長）同　細川　隆夫
法務省大臣官房審議官（矯正局担当）に昇任させる
（法務省大臣官房審議官（矯正局担当））同　山本　宏一
法務省矯正局長に昇任させる
（法務省大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官）　滝田　裕士
法務省保護局長に昇任させる
同　江口　幹太
法務省人権擁護局長に昇任させる
（法務省民事局総務課登記情報管理室長）同　杉山　典子
法務省民事局商事課長に昇任させる
（法務省保護局更生保護振興課長）同　石川　祐介
法務省保護局総務課長に配置換する
（仙台保護観察所長）同　田代　晶子
法務省保護局更生保護振興課長に転任させる
（法務省人権擁護局調査救済課長）同　櫻庭　倫
法務省人権擁護局総務課長に配置換する
（法務省民事局商事課長）同　田中　普
法務省人権擁護局調査救済課長に配置換する
（法務省人権擁護局総務課長）同　齊藤　雄一
広島法務局長に昇任させる
（法務省大臣官房人事課長補佐（補佐官））同　亀山　砂織
検事総長秘書官に昇任させる
（法務省保護局参事官）同　守谷　哲毅
仙台保護観察所長に転任させる
（法務省人権擁護局長）同　杉浦　直紀
辞職を承認する（以上八月十二日）

皇室事項

認証官任命式

八月十二日午後四時、宮中において、検事総長川原隆司、検事長竹内寛志、同伊藤栄二、同加藤俊治、同小池隆、同森本加奈、次長検事新河隆志、特命全権大使松居眞司、同大隅洋、同石月英雄及び同北川克郎の認証官任命式が行われた。

御祝電及び御答電

天皇誕生日に際し、七月二十八日ルクセンブルク大公殿下から御祝電を寄せられ、これに対し八月十日御答電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第三十三条第二項の規定により、日本貸金業協会より届出があったので、同法第四十一条の十二第四号の規定により公示する。

令和八年八月十七日

金融庁長官　伊藤　豊

貸金業法第二十七条第一項第三号に掲げる事項
令和８年７月15日付で、日本貸金業協会への加入を承認した業者

登録番号	商号、名称又は氏名
東京都知事(1)第32061号	シー・アイ・ピー・シー・ワールド・マーケッツ（ジャパン）インク
東京都知事(1)第32070号	コンドミニアム・アセットマネジメント株式会社
東京都知事(1)第32072号	紀尾井町ファイナンス株式会社
大阪府知事(1)第13043号	株式会社ツバサ建業
大阪府知事(1)第13044号	株式会社天王寺開発

日本貸金業協会に対し、商号、名称又は氏名の変更の報告があった業者

変更年月日	登録番号	変更後の商号、名称又は氏名（旧商号等）
令和８年６月11日	関東財務局(6)第01462号	なのはな信用保証株式会社（ちば興銀カードサービス株式会社）

令和８年７月15日付で、日本貸金業協会からの脱退を理事会に報告した業者（廃業）

登録番号	商号、名称又は氏名
徳島県知事(14)第00381号	有限会社春日商事
長野県知事(長14)第00299号	オリオンクレジット株式会社
北海道知事(1)石第03059号	どさんこ地域活性化投資事業有限責任組合

令和８年７月15日付で、日本貸金業協会からの脱退を理事会に報告した業者（不更新）

登録番号	商号、名称又は氏名
東京都知事(11)第13520号	丸晶商事
沖縄県知事(13)第00937号	上原金融

試験事務を行う登録実施機関について

タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）第49条第１項の規定に基づき、試験事務を行う登録実施機関を下記のとおりとするので、タクシー業務適正化特別措置法施行規則（昭和45年運輸省令第66号）第39条の３の規定により、公示する。

令和８年８月17日

関東運輸局長　藤田　札子

記

（指定地域の名称）
さいたま地域
（変更前の登録実施機関の名称）
一般社団法人埼玉県乗用自動車協会
（変更後の登録実施機関の名称）
一般社団法人埼玉県ハイヤー・タクシー協会
（登録実施機関の住所）
埼玉県さいたま市浦和区高砂３―10―４　八千代ビル１階
（変更年月日）
令和８年６月17日

法務省告示配第百二十一号

秋田県秋田市役所備付けの次の戸籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、令和八年九月十七日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該戸籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる戸籍の謄本、抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、秋田市役所又は秋田地方法務局に照会すること。

令和八年八月十七日　法務大臣　平口　洋

秋田県河辺郡豊岩村小山字狐森二百九番地
熊井辰五郎

法務省告示第百二十三号

福岡県久留米市役所保存の次の原戸籍が滅失した。

令和八年八月十七日　法務大臣　平口　洋

福岡県久留米市六ツ門町一番地十　平川真紀子

公　告

諸　事　項

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　HFR　アセットマネジメントLLC
２．住所　アメリカ合衆国　60606　イリノイ州　シカゴ　ノース・ワッカー・ドライブ　110　スイート2500
３．代表者の氏名　プレジデント　Michael Arenibar（マイケル・アレニバー）
４．取戻しをしようとする営業保証金の額　5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第587号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、令和９年２月17日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

令和８年８月17日

関東財務局長　彦谷　直克

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　株式会社Success club投資顧問
２．住所　東京都港区赤坂６－９－17　赤坂メープルヒル６階弁護士法人法の里内
３．代表者の氏名　代表取締役　片寄　敬三
４．取戻しをしようとする営業保証金の額　5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第1046号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、令和９年２月17日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

令和８年８月17日

関東財務局長　彦谷　直克

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　アクティス・リミテッド
２．住所　東京都千代田区丸の内三丁目２番３号　丸の内二重橋ビルディング21階
３．代表者の氏名　日本における代表者　大橋　純
４．取戻しをしようとする営業保証金の額　5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第3346号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、令和９年２月17日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

令和８年８月17日

関東財務局長　彦谷　直克

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和８年８月17日

中国地方整備局長　山本　大志

１　処分をした年月日　令和８年７月23日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　ＤＮＴ山陽ケミカル株式会社　加藤　靖之　広島県広島市南区大州３－４－１　国土交通大臣許可（般－６）第27598号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（舗装工事業に関する一般建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　令和８年７月23日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

令和８年（家）第４０５３４号

横浜市神奈川区神奈川本町10－15
申立人　西浦　淳一
横浜市西区西戸部町１丁目81番地
申立人　西浦　貴司
本籍　神奈川県横浜市西区西戸部町１丁目81番地
最後の住所　横浜市西区西戸部町１丁目81番地
死亡の場所　神奈川県横浜市緑区
死亡年月日　令和８年２月13日
出生の場所　神奈川県横浜市中区
出生年月日　昭和11年９月30日
職業　無職　被相続人　亡　西浦　和子
事務所　横浜市中区本町２丁目22番地京阪横浜ビル10階
相続財産清算人　弁護士　早川　和孝
催告期間満了日　令和９年３月15日

横浜家庭裁判所

令和８年（家）第７０３７号

千葉県銚子市清川町３丁目６番地７
申立人　飯嶋　孝夫
本籍千葉県銚子市笠上町5999番地４
最後の住所千葉県銚子市笠上町5999番地の４
死亡の場所千葉県香取市
死亡年月日令和８年２月６日
出生の場所千葉県銚子市
出生年月日昭和３４年５月３日
職業　無職　被相続人　亡　北村　厚子
事務所千葉県匝瑳市八日市場イ83番地弁護士法人房総法律八日市場事務所
相続財産清算人　弁護士　小林　幸也
催告期間満了日　令和９年３月24日

千葉家庭裁判所八日市場支部

令和８年（家）第２００４１号

福島県いわき市小名浜字中原１番地の８
申立人　菊地　秀明
本籍東京都板橋区板橋二丁目３８０番地
最後の住所千葉県袖ケ浦市代宿８番地東京都千葉福祉園
死亡の場所千葉県袖ケ浦市
死亡年月日令和８年３月６日
出生の場所東京都板橋区
出生年月日昭和３０年８月２６日
職業　無職　被相続人　亡　小林　利惠子
事務所千葉県木更津市新田２丁目６番１号かずさ総合法律事務所
相続財産清算人　弁護士　古田　恭司
催告期間満了日　令和９年３月２４日

千葉家庭裁判所木更津支部

令和８年（家）第３００９６号

茨城県水戸市桜川二丁目２番35号茨城県産業会館内
申立人　茨城県信用保証協会
本籍茨城県ひたちなか市大字馬渡387番地
最後の住所茨城県ひたちなか市大字馬渡387番地
死亡の場所茨城県ひたちなか市
死亡年月日令和５年１月25日
出生の場所茨城県那珂郡前渡村
出生年月日昭和16年７月４日
職業　不明　被相続人　亡　飛田　忠男
茨城県水戸市中央２丁目８番31号茂手木ビル102号茂手木法律事務所
相続財産清算人　弁護士　菅野　美穂
催告期間満了日　令和９年２月25日

水戸家庭裁判所

令和８年（家）第３０１５１号

仙台市青葉区国分町３丁目７番１号
申立人　仙台市
本籍宮城県仙台市青葉区堤町１丁目203番地
最後の住所仙台市青葉区堤町１丁目８番57号
死亡の場所宮城県仙台市青葉区
死亡年月日令和７年４月８日
出生の場所宮城県仙台市
出生年月日昭和37年３月27日
職業不詳　被相続人　亡　宍戸　昭
仙台市青葉区一番町１丁目17番20号　グランドメゾン片平４階　氏家和男法律事務所
相続財産清算人　弁護士　北爪　賀章
催告期間満了日　令和９年３月10日

仙台家庭裁判所

令和８年（家）第９０９４号
北九州市門司区旧門司１丁目５－28コーポランド和布刈Ａ棟607
申立人　芥屋　大介
申立人　芥屋　佐恵
本籍北九州市門司区花月園2193番地１
最後の住所北九州市小倉南区貫弥生が丘３丁目６番５号
死亡の場所北九州市小倉南区
死亡年月日令和元年７月５日
出生の場所福岡県門司市
出生年月日昭和10年２月18日
職業不明　被相続人　亡　足立　　明
事務所北九州市八幡西区黒崎３丁目１番７号アースコート黒崎駅前ＢＬＤＧ．４階
相続財産清算人　弁護士　溝口　史子
催告期間満了日　令和９年３月12日
福岡家庭裁判所小倉支部

令和８年（家）第１００６９号
静岡県焼津市本町２丁目16番32号
申立人　焼津市
本籍静岡県焼津市石津港町19番地５
最後の住所静岡県焼津市石津港町13番地の16
死亡の場所静岡県焼津市
死亡年月日令和７年３月11日頃から20日頃までの間
出生の場所静岡県静岡市
出生年月日昭和36年８月15日
職業不明　　被相続人　亡　岡村　博幸
静岡市葵区西草深町４番13号　栗原法律事務所
相続財産清算人　弁護士　栗原　孝明
催告期間満了日　令和９年３月10日
静岡家庭裁判所島田出張所

令和８年（家）第２００６５号
群馬県前橋市大手町二丁目12番１号
申立人　前橋市
本籍東京都台東区竜泉三丁目151番地
最後の住所群馬県前橋市天川原町二丁目225番地11
死亡の場所群馬県高崎市
死亡年月日令和６年７月１日
出生の場所東京市浅草区
出生年月日昭和４年９月15日
職業不詳　　被相続人　亡　石川　三郎
群馬県前橋市元総社町2691番地６　ルアナ元総社406号室　荒井法律事務所
相続財産清算人　荒井　達也
催告期間満了日　令和９年２月24日
前橋家庭裁判所

令和８年（家）第４８２号
青森県青森市篠田２丁目19－17
申立人　山口　伸子
本籍青森県青森市千刈二丁目181番地
最後の住所青森市千刈二丁目１番８号
死亡の場所青森県青森市
死亡年月日令和７年２月21日
出生の場所青森県青森市
出生年月日昭和41年８月９日
職業　無職　　被相続人　亡　須藤　光明
事務所青森市長島二丁目12番６号山田・井戸川法律事務所
相続財産清算人　弁護士　井戸川亮一
催告期間満了日　令和９年３月19日
青森家庭裁判所

令和８年（家）第５３９号
青森県三戸郡南部町大字沖田面字高屋敷41番地
申立人　沖田　正勝
本籍青森県三戸郡南部町大字沖田面字高屋敷41番地
最後の住所青森県東津軽郡平内町大字小豆沢字茂浦沢38番地
死亡の場所青森県青森市
死亡年月日令和７年４月３日
出生の場所青森県青森市
出生年月日昭和37年５月19日
職業　無職　　被相続人　亡　沖田　公昭
事務所青森市安方２丁目17－19　アソルティ青森ビル４階　髙木法律事務所
相続財産清算人　弁護士　高木隆之助
催告期間満了日　令和９年３月19日
青森家庭裁判所

令和８年（家）第７１６０２号
東京都中野区新井３－９－１２
申立人　星　孝智
本籍東京都世田谷区成城７丁目１３１１番地
最後の住所東京都世田谷区祖師谷１丁目２７番５号　ガーデンハイム・世田谷Ⅱ１０１号
死亡の場所東京都武蔵野市
死亡年月日令和８年２月２６日
出生の場所東京都世田谷区
出生年月日昭和３４年１月９日
職業　会社員　被相続人　亡　星　秀雄
事務所　東京都千代田区丸の内２－６－１丸の内パークビルディング　森・濱田松本法律事務所外国法共同事業
相続財産清算人　弁護士　片桐　大
催告期間満了日　令和９年３月１日
東京家庭裁判所

令和８年（家）第７０８７５号
東京都足立区中央本町１丁目１７番１号
申立人　足立区
本籍東京都荒川区東日暮里５丁目５０番
最後の住所東京都足立区保木間５丁目１４番９号グループホームほきまの憩
死亡の場所東京都板橋区
死亡年月日令和５年９月１８日
出生の場所福島県双葉郡富岡町
出生年月日昭和２４年８月３０日
職業　不明　被相続人　亡　遠藤　和雄
事務所　東京都中央区八丁堀３丁目２６番９号ＶＯＲＴ八丁堀１１階　弁護士柴田幸一郎法律事務所
相続財産清算人　弁護士　柴田　幸一郎
催告期間満了日　令和９年３月１日
東京家庭裁判所

令和８年（家）第６０６７号
長崎県佐世保市木宮町３番26号　イーグルマンション相浦501号室
申立人　辻　　晃代
本籍長崎県佐世保市吉井町立石533番地
最後の住所長崎県北松浦郡佐々町口石免1108番地３
死亡の場所長崎県北松浦郡佐々町
死亡年月日令和８年５月12日
出生の場所長崎県北松浦郡佐々町
出生年月日昭和36年11月10日
職業無職　　被相続人　亡　久保徳次郎
住所長崎県佐世保市木宮町３番26号　イーグルマンション相浦501号室
事務所長崎県佐世保市上相浦町５番３号　ミレニアム松尾１階　辻司法書士事務所
相続財産清算人　司法書士　辻　　晃代
催告期間満了日　令和９年３月８日
長崎家庭裁判所佐世保支部

令和７年（家）第３０２０５号
茨城県鉾田市徳宿1613番地２
申立人　渡邊　道子
本籍茨城県鉾田市舟木56番地
最後の住所茨城県鉾田市舟木56番地
死亡の場所茨城県水戸市
死亡年月日令和７年11月６日
出生の場所茨城県鹿島郡鉾田町
出生年月日昭和63年10月24日
職業無職　被相続人　亡　小口よう子
茨城県水戸市南町３丁目４番57号　水戸セントラルビル２階　足立勇人法律事務所
相続財産清算人　弁護士　白石　　裕
催告期間満了日　令和９年２月24日
水戸家庭裁判所

令和８年（家）第　　３４５号
岡山県倉敷市下津井田之浦２丁目８番48号
申立人　野上　正男
本籍岡山県倉敷市下津井吹上１丁目27番地
最後の住所岡山県倉敷市下津井吹上２丁目１番41号
死亡の場所岡山県倉敷市
死亡年月日令和８年３月10日
出生の場所岡山県児島市
出生年月日昭和23年８月10日
職業不明　　被相続人　亡　藤原　俊一
岡山県岡山市北区富田町２丁目13－15　吉沢ビル２階
相続財産清算人　弁護士　岡原　洋介
催告期間満了日　令和９年２月26日
岡山家庭裁判所　　児島出張所

令和８年（家）第４００７７号
長野県松本市村井町南１丁目２０番３６号
申立人　千野　　亨
本籍長野県松本市村井町南一丁目６３４番地イ
最後の住所長野県松本市村井町北２丁目１２番２７号
死亡の場所長野県松本市
死亡年月日令和８年５月１０日午前時刻不詳
出生の場所広島県広島市
出生年月日昭和４３年６月２５日
職業公務員　被相続人　亡　千野　　勝
主たる事務所長野県松本市白板一丁目９番４３号
相続財産清算人　司法書士法人古川綜合事務所
催告期間満了日　令和９年２月２６日
長野家庭裁判所松本支部

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出てください。

令和８年（家）第４５号
旭川市神居９条９丁目１番14号
申立人　金野實千代
本籍北海道深川市太子町16番地
最後の住所北海道苫前郡苫前町字苫前162番地西団地Ｂ棟５号室
不在者　金野　仁泰
昭和51年４月19日生
届出期間満了日　令和８年９月24日
旭川家庭裁判所留萌支部

令和８年（家）第４６号
北海道苫前郡苫前町字苫前68番地の26
申立人　堀井小百合
本籍北海道留萌市千鳥町四丁目107番地27
最後の住所北海道苫前郡苫前町字苫前68番地の26
不在者　堀井　直樹
平成７年７月11日生
届出期間満了日　令和８年９月24日
旭川家庭裁判所留萌支部

令和８年（家）第１７１号
和歌山県和歌山市津秦158－6
申立人　西川　敏生
本籍和歌山県和歌山市津秦201番地
最後の住所和歌山県和歌山市津秦201番地
不在者　西川　幸二
昭和10年１月６日生
届出期間満了日　令和８年11月24日
和歌山家庭裁判所

令和８年（家）第１９２８号
大阪市平野区平野宮町二丁目６番１１号
申立人　山迫　繁子
本籍大阪府大阪市中央区谷町六丁目５番地
最後の住所不明
不在者　高嶋　菊世
明治25年11月1日　生
届出期間満了日　令和8年11月24日
大阪家庭裁判所

令和８年（家）第１７４１号
京都府亀岡市南つつじヶ丘桜台１丁目８番１１号
申立人　出石　孝
本籍香川県さぬき市大川町富田西２９０９番地１
最後の住所大阪府八尾市八友地町１９
不在者　出石　義行
昭和13年3月24日生
届出期間満了日　令和8年11月24日
大阪家庭裁判所

失 踪 宣 告

令和７年（家）第２８４号
本籍長崎県長崎市江平１丁目463番地２
最後の住所長崎県長崎市江平１丁目12番２号
不在者　平瀬　義行
昭和14年８月20日生
令和８年７月18日失踪宣告審判確定
長崎家庭裁判所裁判所書記官

令和７年（家）第１００４４号
本籍東京都三鷹市井の頭４丁目445番地
最後の住所東京都新宿区高田馬場４丁目15番１－202号戸塚住宅
不在者　遠山　　猛
大正15年９月10日生
令和８年７月22日失踪宣告審判確定
東京家庭裁判所
裁判所書記官

令和７年（家）第２６１号
本籍沖縄県沖縄市与儀一丁目144番地
最後の住所ペルー国リマ市リマツク区フランシスコピサロ街1138
不在者　宮里　泰德
昭和18年11月10日生
令和８年７月23日失踪宣告審判確定
那覇家庭裁判所沖縄支部
裁判所書記官

令和７年（家）第３１４号
本籍沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納380番地
最後の住所沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納29番地
不在者　伊敷　和枝
昭和29年２月27日生
令和８年７月23日失踪宣告審判確定
那覇家庭裁判所沖縄支部
裁判所書記官

令和７年（家）第１２８号
本籍山口県宇部市大字小野6613番地
最後の住所山口県宇部市大字小野6613番地
不在者　井上ハルエ
昭和11年４月12日生
令和８年７月17日失踪宣告審判確定
山口家庭裁判所宇部支部裁判所書記官

令和７年（家）第１２８２号
本籍茨城県牛久市田宮町428番地６
最後の住所茨城県牛久市田宮町413番地の５
不在者　松岡　伸矢
昭和59年４月13日生
令和８年７月22日失踪宣告審判確定
水戸家庭裁判所龍ケ崎支部裁判所書記官

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和８年（フ）第５２５４号
東京都東村山市久米川町３丁目38番地５
債務者　株式会社藤電気
代表者代表取締役　齊藤　勝巳
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　真太郎
4　破産債権の届出期間　令和８年９月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５２５５号
東京都東村山市久米川町３丁目38番地５
債務者　株式会社コンフィアンス
代表者代表取締役　齊藤　勝巳
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　真太郎
4　破産債権の届出期間　令和８年９月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５２５６号
東京都中央区銀座８丁目７番７号
債務者　ナイツノーブル株式会社
代表者代表取締役　齊藤　勝巳
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　真太郎
4　破産債権の届出期間　令和８年９月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５２５７号
東京都中央区銀座８丁目８番７号
債務者　株式会社ＰＡＲＦＵＭ
代表者代表取締役　齊藤　勝巳
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　真太郎
4　破産債権の届出期間　令和８年９月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５２６４号
東京都杉並区阿佐谷北５丁目47番11号
債務者　リフターズ株式会社
代表者代表取締役　中島　直之
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村上　雅哉
4　破産債権の届出期間　令和８年９月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月29日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５３３０号
東京都目黒区青葉台４丁目７番７号
債務者　株式会社ＧＯＯＤ　ＶＩＢＥＳ　ＯＮＬＹ
代表者代表取締役　野田　貴司
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　実野　　現
4　破産債権の届出期間　令和８年９月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５４１１号
東京都中野区中野５丁目32番11号　シティプラザ中野201号
債務者　大永警備保障株式会社
代表者代表取締役　金井　邦子
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　齋藤　雅弘
4　破産債権の届出期間　令和８年９月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月５日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５４５１号
東京都千代田区永田町２丁目14番３号
債務者　株式会社大場
代表者代表取締役　大場　隆吉
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田代啓史郎
4　破産債権の届出期間　令和８年９月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月30日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５４８４号
東京都港区南青山２丁目２番15号　ウィン青山942
債務者　株式会社ＫＴＭ（旧商号アジアフューチャー株式会社）
代表者代表取締役　松清　一平
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井口　賢人
4　破産債権の届出期間　令和８年９月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月５日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５５２５号
東京都港区新橋５丁目７番12号
債務者　株式会社プルーフ産業
代表者代表取締役　矢尾板智子
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　園山佐和子
4　破産債権の届出期間　令和８年９月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月５日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５５２６号
東京都港区新橋４丁目19番４号
債務者　有限会社ネクストトライ
代表者代表取締役　佐藤　幸夫
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　今井　知史
4　破産債権の届出期間　令和８年９月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月29日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５５２８号
東京都世田谷区船橋７―17―２―206
債務者　スターポケット合同会社
代表者代表社員　飛田雄一郎
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　芳賀　成之
4　破産債権の届出期間　令和８年９月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月30日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５５３０号
東京都渋谷区千駄ヶ谷４丁目19番14号
債務者　株式会社Ｋ工房
代表者代表取締役　新堀　康浩
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　市川　　穣
4　破産債権の届出期間　令和８年９月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月12日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５５３２号
東京都港区赤坂７丁目６番52号
債務者　株式会社佐藤企画
代表者代表取締役　佐藤　宏榮
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　尾原　央典
4　破産債権の届出期間　令和８年９月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月30日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５５３３号
東京都港区赤坂７丁目６番52号
債務者　有限会社ラルゴ・ミュージック
代表者代表取締役　佐藤　宏榮
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　尾原　央典
4　破産債権の届出期間　令和８年９月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月30日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５５８２号
東京都杉並区井草２丁目18番６号　スペランツァ杉並３階
債務者　ナチュラルエフェクト合同会社
代表者代表社員　岩澤　陽子
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　宏樹
4　破産債権の届出期間　令和８年９月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月30日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５５８４号
東京都大田区西蒲田４丁目29番11―502号
債務者　アストライオス合同会社
代表者代表社員　野口　直樹
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　淺沼　貞光
4　破産債権の届出期間　令和８年９月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月30日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５５８６号
東京都大田区南六郷１丁目28番18号
債務者　株式会社匠冴
代表者代表取締役　平田　博之
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上田　啓子
4　破産債権の届出期間　令和８年９月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５６２１号
東京都渋谷区東３丁目26番４号　タチムラビル５階
債務者　株式会社ｖａｌｕｅ　ｃｏｎｎｅｃｔ
代表者代表取締役　堀　　史明
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福田　純一
4　破産債権の届出期間　令和８年９月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５６２２号
東京都江戸川区東小松川３丁目６番14号
債務者　有限会社タイキコーポレーション
代表者代表取締役　宇田川武久
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小松　紘士
4　破産債権の届出期間　令和８年９月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月30日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５６２３号
東京都大田区東糀谷４丁目７番40号
債務者　有限会社ジャスト
代表者代表取締役　原田　幸二
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　市原　章久
4　破産債権の届出期間　令和８年９月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月29日午後２時

東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５６２５号
東京都府中市宮町１丁目21番地の２―1002
債務者　株式会社ジェニー
代表者代表取締役　溝江　千原
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡野　翔太
4　破産債権の届出期間　令和８年９月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月29日午前11時

東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５６２７号
埼玉県さいたま市見沼区大和田町２丁目980番地１
債務者　株式会社ＴＭＫ
代表者代表取締役　今野　智仁
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤　浩太郎
4　破産債権の届出期間　令和８年９月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月29日午後２時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５６２９号
東京都中央区銀座７丁目13番20号　銀座ＴＨビル９階
債務者　株式会社ＷＡＷＡＷ
代表者代表取締役　西尾　政展
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　橋本　賀央
4　破産債権の届出期間　令和８年９月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月29日午後２時

東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５６３１号
東京都渋谷区神泉町17―７、商業登記簿上の本店所在地東京都目黒区目黒本町１丁目５番13号
債務者　株式会社アンカーマン
代表者代表取締役　齋藤　芳男
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　梶谷　　陽
4　破産債権の届出期間　令和８年９月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月10日午後１時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５６３３号
東京都港区芝浦１―11―５―501、商業登記簿上の本店所在地静岡県浜松市中央区白羽町338―５　シン・グリーンコーポ１
債務者　株式会社Ｌｅｔ’ｓ
代表者代表取締役　山﨑　順子
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清水　陽平
4　破産債権の届出期間　令和８年９月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月29日午前10時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５６３５号
東京都文京区後楽２丁目３番10号
債務者　株式会社森コーポレーション
代表者代表取締役　大森　幹三
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坪内奈央子
4　破産債権の届出期間　令和８年９月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月６日午前10時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５６３７号
東京都葛飾区高砂１丁目10番２―1001号　アンビシャス青砥、商業登記簿上の本店所在地東京都千代田区神田岩本町１番地20
債務者　株式会社プランニングハウスＨＡＲＡ
代表者代表取締役　原　　秀美
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　釜谷　理恵
4　破産債権の届出期間　令和８年９月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月29日午後１時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５６３９号
東京都渋谷区神宮前４丁目16番２号　パナック表参道ビルⅡ２階Ｂ号室
債務者　株式会社ＧＬＯＷＩＳＨ
代表者代表取締役　山先　亮輔
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飛鳥井　雅崇
4　破産債権の届出期間　令和８年９月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月29日午後１時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５６４１号
東京都練馬区南田中３―31―３―110、商業登記簿上の本店所在地東京都港区南青山１丁目15番２号
債務者　株式会社青山マグナ
代表者代表取締役　柳町　秀穂
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　津島　一登
4　破産債権の届出期間　令和８年９月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月29日午後２時

東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５６４９号
東京都港区赤坂２丁目５番８号
債務者　株式会社ゴールドリバティ
代表者代表取締役　林　　尚吾
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青野　博晃
4　破産債権の届出期間　令和８年９月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月30日午前10時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５６５２号
東京都墨田区業平５丁目14番７号　フラーリシ押上１Ｆ
債務者　株式会社ＤＥＡＲ　ＦＥＥＬＩＮＧ
代表者代表取締役　大江　　翼
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荻原　篤史
4　破産債権の届出期間　令和８年９月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月29日午後２時

東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５６５６号
東京都世田谷区上北沢５丁目４番３―502号（アイル上北沢）　山田章代方、商業登記簿上の本店所在地東京都中央区日本橋３丁目８番14号　日本橋ビル３階
債務者　一般社団法人日本医療教育機構
代表者代表理事　山田　章代
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　紺田　哲司
4　破産債権の届出期間　令和８年９月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月５日午前11時

東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５６５８号
東京都北区滝野川７―２―２　板橋駅前ビル202号
債務者　株式会社ＪＴＨ
代表者代表取締役　平松　健一
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井田　光俊
4　破産債権の届出期間　令和８年９月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月29日午前10時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５６７８号
東京都文京区西片１丁目15番15号
債務者　有限会社メインコンセント
代表者代表取締役　藤瀬　勝信
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西野　宣幸
4　破産債権の届出期間　令和８年９月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月30日午前10時

東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５６８６号
東京都新宿区高田馬場４丁目２番９号
債務者　株式会社サンラック
代表者代表取締役　播磨　秀樹
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　齋　雄一郎
4　破産債権の届出期間　令和８年９月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月６日午前11時

東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５６８７号
神奈川県川崎市多摩区寺尾台１丁目11番４号
債務者　株式会社三幸
代表者代表取締役　播磨　秀樹
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　齋　雄一郎
4　破産債権の届出期間　令和８年９月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月６日午前11時

東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５６９０号
東京都台東区東上野１丁目８番２号　オーイズミ東上野ビル東館９Ｆ
債務者　株式会社ＪＡＭソリューション
代表者代表取締役　若尾進太郎
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　末石　倫大
4　破産債権の届出期間　令和８年９月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月30日午後１時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５７１９号
東京都荒川区南千住８丁目12番１号
債務者　株式会社アクセル
代表者代表取締役　番所　友哉
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中山　祐樹
4　破産債権の届出期間　令和８年９月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月５日午前11時

東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５７２３号
東京都葛飾区東新小岩１丁目16番17号
債務者　株式会社エヌ企画
代表者代表取締役　西村　喜広
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古谷　祐介
4　破産債権の届出期間　令和８年９月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月30日午前10時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５７６５号
東京都渋谷区神宮前３丁目31番14号　88．ＪＩＮＧＵＭＡＥ102号室
債務者　株式会社ＥＬＴＥ
代表者代表取締役　藤井　庄吾
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　照井　国興
4　破産債権の届出期間　令和８年９月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月30日午前11時

東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５７７０号
東京都渋谷区広尾１丁目９番18号
債務者　株式会社ヘルスカンパニー（旧商号株式会社アンフィニプロジェクト）
代表者代表取締役　小幡　敏之
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鶴巻　暁
4　破産債権の届出期間　令和８年９月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月30日午後２時

東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５７７４号
東京都世田谷区瀬田５丁目11番５号
債務者　株式会社セシルクロー
代表者代表取締役　松崎　礼幸
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浅井　大輔
4　破産債権の届出期間　令和８年９月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月29日午後１時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５７８０号
東京都文京区湯島３丁目34番９号
債務者　株式会社Ｓ・Ｂ・Ｄ
代表者代表取締役　粂川　昌俊
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金子　　玄
4　破産債権の届出期間　令和８年９月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月６日午後２時

東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５７８２号
東京都板橋区上板橋１丁目24番５号　ベイ21・301
債務者　株式会社グレートワン
代表者代表取締役　ササキ・リバティー・ブランテ
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　住吉　大輔
4　破産債権の届出期間　令和８年９月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月30日午前10時

東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５７８４号
東京都世田谷区玉川３丁目20番２号　マノア玉川第３ビル501号室
債務者　株式会社日本エデン
代表者代表取締役　川合　樹理
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐竹　　雅
4　破産債権の届出期間　令和８年９月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月５日午後１時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５９１９号
東京都渋谷区神宮前１丁目４番20号　パークコート神宮前716
債務者　株式会社イグニス
代表者代表取締役　銭　　錕
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹山　　拓
4　破産債権の届出期間　令和８年９月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月19日午後２時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５９２０号
東京都渋谷区神宮前１丁目４番20号　パークコート神宮前716
債務者　パルス株式会社
代表者代表取締役　銭　　錕
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹山　　拓
4　破産債権の届出期間　令和８年９月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月19日午後２時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５９２１号
東京都渋谷区神宮前１丁目４番20号　パークコート神宮前716
債務者　株式会社オッドナンバー
代表者代表取締役　銭　　錕
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹山　　拓
4　破産債権の届出期間　令和８年９月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５９２６号
東京都品川区東五反田２丁目３番２号　タイセイビル７Ｆ
債務者　株式会社ディーアイ・ネクスト
代表者代表取締役　渡邊　孝二
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　本多　一成
4　破産債権の届出期間　令和８年９月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月５日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３８４号
静岡市葵区北安東４丁目４番27号
債務者　株式会社始
代表者代表取締役　海野　深雪
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷川　樹史
4　破産債権の届出期間　令和８年９月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月21日午前10時
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１４８号
福島市野田町二丁目７－８コーポオータ102号室
債務者　株式会社アド・ホック・デザイン
代表者代表取締役　大宮　慶郎
1　決定年月日時　令和８年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤井　和久
4　破産債権の届出期間　令和８年９月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月11日午前11時
福島地方裁判所

令和８年（フ）第１７３号
長野県木曽郡王滝村4563番地２
債務者　王滝林業有限会社
代表者取締役　西路　　明
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮澤　幸平
4　破産債権の届出期間　令和８年９月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月17日午前10時30分
長野地方裁判所松本支部

令和８年（フ）第１８２６号
神奈川県藤沢市湘南台２丁目４番地の１
債務者　株式会社コスモジェーオーピー
代表者代表取締役　大木　有三
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　稲村　育雄
4　破産債権の届出期間　令和８年９月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月11日午後２時
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１９２５号
名古屋市中村区名駅南１丁目19―27
債務者　株式会社やさか創研
代表者代表取締役　古橋　麻美
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山村　豊弘
4　破産債権の届出期間　令和８年９月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月12日午前10時20分
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第８６６１号
東京都新宿区新宿２丁目２番７号
債務者　日装建設株式会社
代表者代表清算人　櫻井　康史
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　志水芙美代
4　破産債権の届出期間　令和８年９月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５２９号
栃木県小山市大字喜沢624番地２
債務者　株式会社Ｋ－ＴＥＣ
代表者代表取締役　楠田　健一
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田村　信彦
4　破産債権の届出期間　令和８年９月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月６日午前11時10分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第２０５号
岐阜県羽島郡笠松町長池1188番地の２
債務者　有限会社東海ギフト
代表者取締役　青木　貫一
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　武田　和則
4　破産債権の届出期間　令和８年９月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月13日午前11時
岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第７１０号
京都市山科区北花山中道町65番地２
債務者　株式会社ＢＥＡ
代表者代表取締役　西脇　由紀
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加古　尊温
4　破産債権の届出期間　令和８年９月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月４日午前11時45分
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第１２３号
群馬県太田市新田市野井町1529番地の３
債務者　有限会社糸井木材
代表者代表取締役　糸井　敬二
1　決定年月日時　令和８年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　久保田寿栄
4　破産債権の届出期間　令和８年９月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月24日午後３時
前橋地方裁判所太田支部

令和８年（フ）第１７８号
三重県四日市市水沢町字東畑4868番
債務者　株式会社美将総業
代表者代表取締役　森　　貴則
1　決定年月日時　令和８年８月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　塚越　正光
4　破産債権の届出期間　令和８年10月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月13日午前10時
津地方裁判所四日市支部破産係

令和８年（フ）第１０５号
鳥取県鳥取市千代水１丁目156番地
債務者　一般財団法人いなば財団
代表者代表理事　下田　哲也
1　決定年月日時　令和８年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷口麻有子
4　破産債権の届出期間　令和８年９月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月27日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
鳥取地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２６１号
沖縄県那覇市西三丁目４番35号
債務者　沖縄県学校用品株式会社
代表者代表取締役　嘉手苅　浩
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古謝　千尋
4　破産債権の届出期間　令和８年９月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月28日午前10時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第３７８号
岐阜県海津市平田町今尾１６６３番地の１
債務者　株式会社伊藤精密製作所
代表者代表取締役　伊藤　康裕
1　決定年月日時　令和８年７月３０日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小森　正悟
4　破産債権の届出期間　令和８年９月１０日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年１１月１９日午前１１時
6　破産債権であって本件再生手続において再生債権としての届出があったもの（再生手続開始前の罰金等及び共助対象外国租税の請求権を除く。）を有する破産債権者は当該破産債権の届出をすることを要しない。
岐阜地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３６０６号
大阪府高槻市庄所町９番２―403号
債務者　株式会社鈴木コーポレーション
代表者代表取締役　鈴木　真人
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　市村　和也
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和８年（フ）第３５３号
神奈川県小田原市鴨宮533番地　103号
債務者　小尾　幸眞
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石田　逸人
4　破産債権の届出期間　令和８年９月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月11日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和８年10月15日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第７１１号
京都市山科区北花山市田町54番地５、前住所京都市山科区北花山中道町65番地２
債務者　西脇　由紀
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加古　尊温
4　破産債権の届出期間　令和８年９月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月４日午前11時45分
6　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第９１８号
千葉県船橋市高野台１丁目４番25号
債務者　村山　亞希（旧姓國定）
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安藤なつき
4　破産債権の届出期間　令和８年９月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月30日午前11時20分
6　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第６３号
茨城県稲敷市上根本3474番地　みやざきホスピタル、住民票上の住所茨城県取手市紫水一丁目10番地６
債務者　鈴木　信次
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　奥庭　　修
4　破産債権の届出期間　令和８年９月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月26日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

令和８年（フ）第１７８号
金沢市入江２丁目107番地　グラン・ファミール102号、従前の住所石川県羽咋郡宝達志水町麦生ソ81番地１
債務者　林　　祐介
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　樋詰　哲朗
4　破産債権の届出期間　令和８年９月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月６日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１２０２号
千葉県船橋市三山３丁目28番９号　アップルハウス203号
債務者　西村　美優
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐久間貴幸
4　破産債権の届出期間　令和８年８月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月９日午前10時20分
6　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第６９号
三重県伊勢市円座町1580番地
債務者　西田　正喜
1　決定年月日時　令和８年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河之口　学
4　破産債権の届出期間　令和８年９月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月４日午前10時
6　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

令和８年（フ）第７３号
三重県伊勢市神社港４番地19
債務者　ワイズリンクこと　西井　幸男
1　決定年月日時　令和８年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　奥村　雅道
4　破産債権の届出期間　令和８年９月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月４日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

令和８年（フ）第１１６６号
千葉県船橋市西習志野４丁目７番５号
債務者　イタリアンダイニングリコカこと　足立　浩二
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　　瞳
4　破産債権の届出期間　令和８年８月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月16日午前11時20分
6　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１７５号
福井市西開発１丁目2802番地　アペックス開発416号
債務者　長谷部　了
1　決定年月日時　令和８年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野条　泰永
4　破産債権の届出期間　令和８年９月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月24日午前10時５分
6　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
福井地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第３５８号
大阪府岸和田市春木旭町38番１―509号
債務者　平岡　隆幸
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉倉　邦樹
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第２７８５号
大阪府摂津市正雀２丁目10番５―30Ｅ号
債務者　住濱　亮平
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中野　博之
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４３８号
大阪府泉南郡熊取町野田４丁目2035番地の１（Ａ―101）、前住所大阪府泉佐野市湊３丁目12番26号
債務者　岩田　幸一
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　春木　由香
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第１７号
長崎県南島原市深江町丙1450番地　南島原市営深江馬場団地13棟２号、住民票上の住所長崎県長崎市西北町30番16号
債務者　平坂　拓巳
1　決定年月日時　令和８年８月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池内　　愛
4　免責意見申述期間　令和８年10月７日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

令和８年（フ）第１２３７号
千葉県習志野市谷津２丁目７番５号　ローズハイツⅡ103号
債務者　有西　彩夢
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北村　謙介
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１６９２号
愛知県半田市岩滑中町３丁目106番地　ＭＡＩＳＯＮＥＴＴＥＬＡＮＤ半田口駅101号、従前の住所愛知県半田市郷中町２丁目31番地の１
債務者　鈴木　椎音（旧姓五藤）
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　玉垣正一郎
4　免責意見申述期間　令和８年９月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１３号
北海道浦河郡浦河町字西舎124番地の１　浦河わらしべ園
債務者　川上　博行
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙田　耕平
4　免責意見申述期間　令和８年10月１日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

令和８年（フ）第３０８号
宮崎市祇園４丁目78番地１　第２祇園ハイツ205号
債務者　山下　英則
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　速水　　渉
4　免責意見申述期間　令和８年10月１日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第３６０７号
兵庫県宝塚市中筋２丁目９番12―311号
債務者　鈴木　真人
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　市村　和也
4　免責意見申述期間　令和８年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

令和８年（フ）第２０１号
北海道旭川市東光11条３丁目１番15号　チャップリンＡ―５
債務者　玉井　哲洋
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月28日午後１時20分
旭川地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３２３８号
大阪市西区立売堀１―11―15―1001、住民票上の住所佐賀市天祐１丁目18番８号
債務者　江副　優太
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月７日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月16日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３２３９号
大阪府東大阪市高井田本通７丁目３番９号　バレイシティ　501号
債務者　乾　　真琴
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月７日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３４２４号
大阪府東大阪市河内町５番７号　瓢箪山第２大発マンション　205
債務者　河嶋　優花
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月７日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始決定中更正

令和８年（フ）第２５９号
函館市本通３丁目２６番１５号　住宅型有料老人ホームやまつつじ花通
破産者　井本　光夫
1　主文　当裁判所が令和８年７月６日午後１時にした破産手続開始決定中、債務者（破産者）の住所につき「函館市本通３丁目２６番１５番　住宅型有料老人ホームやまつつじ花通」とあるのを「函館市本通３丁目２６番１５号　住宅型有料老人ホームやまつつじ花通」と更正する。
2　決定年月日　令和８年７月２８日
函館地方裁判所民事部

破産手続終結

令和７年（フ）第２７７号
愛知県豊橋市横須賀町字宮前20番地の３
破産者　有限会社マネージュ
1　決定年月日　令和８年８月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和７年（フ）第２８６号
愛知県豊明市栄町舘36番地の１
破産者　株式会社ふじや
1　決定年月日　令和８年８月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和６年（フ）第３１３号
堺市西区浜寺元町六丁799番地３
破産者　株式会社本田組
1　決定年月日　令和８年８月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和７年（フ）第１５０４号
横浜市神奈川区栄町22番２ラメール横浜505
破産者　株式会社ＴａＢｅｌｌｅ
1　決定年月日　令和８年８月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第３３８号
（最後の住所）神奈川県厚木市三田３丁目17番30号
破産者　亡水出誠一相続財産
1　決定年月日　令和８年８月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和７年（フ）第５１７号
新潟市東区石山一丁目３番３号
破産者　株式会社ワークアクト北日本
1　決定年月日　令和８年８月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
新潟地方裁判所民事部

令和７年（フ）第５５７号
新潟市東区逢谷内六丁目11番７号
破産者　有限会社彩花
1　決定年月日　令和８年８月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
新潟地方裁判所民事部

破産手続終結及び免責許可決定

令和７年（フ）第３７７号
宮崎市波島２丁目１番48号
破産者　緒方　　肇
1　決定年月日　令和８年８月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

令和７年（フ）第５８号
宮崎県日南市今町二丁目３番４―217号、前住所宮崎市大字恒久1342番地１シャルマン105号
破産者　倉元　裕紀
1　決定年月日　令和８年８月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所日南支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

令和８年（フ）第６５９号
札幌市豊平区西岡１条９丁目18番５号　南門ビル202号
破産者　大塚　克嗣
1　破産債権の届出期間　令和８年９月７日まで
2　一般調査期日　令和８年９月28日午後２時30分
令和８年８月５日
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１９５号
神戸市東灘区森北町５丁目１番３号　メイプルハイツ　201号
破産者　福井　康文
1　破産債権の届出期間　令和８年９月９日まで
2　一般調査期日　令和８年10月20日午前10時20分
令和８年８月５日
神戸地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第１４６１号
大阪府堺市南区高倉台二丁25―17泉ケ丘第三コーポラス702、住民票上の住所京都市北区平野八丁柳町68番地１　サニーハイム金閣寺204
破産者　胤森　明彦
1　破産債権の届出期間　令和８年９月17日まで
2　一般調査期日　令和８年11月11日午前10時
令和８年８月６日
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第１２７号
埼玉県所沢市緑町１丁目５番９―301号
破産者　渡邊　彰久
1　破産債権の届出期間　令和８年９月24日まで
2　一般調査期日　令和８年11月４日午後２時20分
令和８年８月６日
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第６３号
愛媛県松山市北斎院町737番地１　シャルムガーデンＫ105号
破産者　吉岡沙夜香
1　破産債権の届出期間　令和８年９月24日まで
2　一般調査期日　令和８年11月26日午後１時45分
令和８年８月６日　　松山地方裁判所民事部

令和７年（フ）第１３１号
山口県山陽小野田市大字小野田450番地７
破産者　杉本　和也
1　破産債権の届出期間　令和８年９月30日まで
2　一般調査期日　令和８年11月30日午前10時
令和８年８月５日　山口地方裁判所宇部支部

破産債権の届出期間及び一般調査期間

令和６年（フ）第７５５０号
茨城県水戸市赤塚１丁目16番地　エスコート赤塚ＷＥＳＴ、Ａ202
破産者　株式会社スマートテック
1　破産債権の届出期間　令和８年10月23日まで
2　一般調査期間　令和８年12月９日から令和８年12月23日まで
令和８年８月５日
東京地方裁判所民事第20部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

令和８年（フ）第１９０号
宮崎県児湯郡新富町大字上富田4149番地
破産者　落合　千帆
異議申述期間　令和８年９月17日まで
令和８年８月６日　　宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第５９２号
千葉県船橋市金杉８丁目12番30―421号
破産者　吉崎　友滋
異議申述期間　令和８年９月24日まで
令和８年８月５日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第６２５号
千葉県市川市妙典６丁目５番８―203号　（エルマーナ）
破産者　神田　朋子（旧姓佐藤）
異議申述期間　令和８年９月24日まで
令和８年８月４日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第７６３号
千葉県浦安市北栄１丁目３番28―213号　ペンテプラノ
破産者　坪井　新拓
異議申述期間　令和８年９月25日まで
令和８年８月４日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第８８号
千葉県四街道市鹿放ケ丘123番地19
破産者　ＺＵＢＡＩＲ　ＭＯＨＡＭＭＡＤ（ゾバール　モハマド）
異議申述期間　令和８年９月25日まで
令和８年７月31日　千葉地方裁判所佐倉支部

令和８年（フ）第２１３号
千葉県市川市関ケ島３番７―203号（メゾン・ド・ソレイユ）
破産者　横江　　亮
異議申述期間　令和８年９月28日まで
令和８年８月５日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第８１０号
千葉市中央区千葉寺町208番地13　ヒルズナイン202号
破産者　前田　美弥
異議申述期間　令和８年９月29日まで
令和８年８月４日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第６７０号
千葉市緑区越智町737番地237
破産者　池田　淳子
異議申述期間　令和８年９月30日まで
令和８年８月６日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第７８１号
愛知県春日井市高山町３丁目17番地９　グリーンヒルズ朝宮205号
破産者　堀田外装こと堀田　幸雄
異議申述期間　令和８年９月30日まで
令和８年８月５日
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第６８６号

千葉市若葉区桜木１丁目32番12号　エクラシア若葉桜木

破産者　船岡久美子

異議申述期間　令和８年10月１日まで

令和８年８月５日

千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（フ）第３８２９号

大阪市生野区桃谷２丁目21番８号、事業所所在地大阪市中央区本町橋６―21　シャンボール内本町406　橋本工業株式会社内

破産者　金子設計こと　金子　　晃

異議申述期間　令和８年10月１日まで

令和８年８月６日

大阪地方裁判所第６民事部

特別清算開始

令和8年（ヒ）第3020号

大阪市福島区福島五丁目６番３８号ラグザ大阪レジデンス１階

清算株式会社　グランド理美容株式会社

代表清算人　　伊藤よしの

１　決定年月日　令和8年7月31日

２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

大阪地方裁判所第６民事部

令和8年（ヒ）第3021号

兵庫県宝塚市湯本町１番４６号宝南ショップス北館２階

清算株式会社　株式会社グランド

代表清算人　　伊藤よしの

１　決定年月日　令和8年7月31日

２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

大阪地方裁判所第６民事部

令和8年（ヒ）第3022号

兵庫県宝塚市湯本町１番４６号宝南ショップス北館１階

清算株式会社　株式会社神戸グランド

代表清算人　　伊藤よしの

１　決定年月日　令和8年7月31日

２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

大阪地方裁判所第６民事部

令和8年（ヒ）第3023号

大阪市福島区福島五丁目６番３８号ラグザ大阪レジデンス１階

清算株式会社　株式会社グランド商事

代表清算人　　伊藤よしの

１　決定年月日　令和8年7月31日

２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

大阪地方裁判所第６民事部

特別清算終結

令和７年（ヒ）第１００６号

福岡市博多区浦田一丁目１番１号

清算株式会社　エージェイ物産株式会社

１　決定年月日　令和８年７月３１日

２　主文　本件特別清算手続を終結する。

福岡地方裁判所第４民事部

特別清算協定認可

令和８年（ヒ）第１号

徳島県阿南市宝田町荒井20番地

清算株式会社　株式会社ＫＳ商会

代表清算人　坂本　宗彦

１　決定年月日　令和８年７月31日

２　主文　次の協定を認可する。

協　定

１　本協定の対象となる債権は、清算株式会社に対する債権のうち、一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権、及び特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権を除いた債権（以下「協定債権」という。）であり、同債権を有するものを協定債権者という。

２　別紙協定債権者一覧記載の協定債権者は、清算株式会社に対する協定債権の全額（協定債権に対する利息、遅延損害金の一切を含む。）につき、その債務を免除する。

３　前項の債務免除の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を別紙協定債権者一覧の協定債権額に応じて按分して弁済する（ただし、1円未満の端数については一律に切り捨てて弁済額を計算する。）。この場合における弁済は、各協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。

４　前項の場合においては、各協定債権者が第２項の規定により行った債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

（別紙省略）

徳島地方裁判所阿南支部

令和８年（ヒ）第５号

静岡県浜松市中央区入野町９０２９番地の１

清算株式会社　株式会社ぴゅあサポート

代表清算人　　伊藤　裕子

１　決定年月日　令和８年７月２９日

２　主文　次の協定を認可する。

協　定

第１　通則

１　協定の対象となる債権

本協定の対象となる債権は、株式会社ぴゅあサポート（以下、「清算株式会社」という。）に対する本特別清算手続開始決定日までの原因に基づいて発生した債権（以下、「協定債権」という。）とする。

２　利息・遅延損害金の免除

協定債権に対する本特別清算開始決定後の利息及び遅延損害金は、本協定認可決定確定時に全額免除を受ける。

３　弁済の方法及び端数の処理

（１）弁済の方法

協定債権の弁済は、本特別清算手続における清算人代理事務所（東京都千代田区丸の内１－９－２グラントウキョウサウスタワー１３階）において行う。但し、協定債権者が金融機関の口座に振り込む方法を指定した場合は、当該口座への振込により弁済する（振込手数料は金融機関の口座に振り込む方法を指定した協定債権者の負担とする。）。

（２）弁済における端数の処理

協定債権の弁済において生じる弁済額の１円未満の端数は切り捨てる。

第２　一般債権

１　一般債権の定義

一般債権とは、協定債権のうち、後記第３．１で定義する関係者債権に該当しないものをいう。

２　一般債権の弁済及び放棄

（１）一般債権の弁済

清算株式会社は、各一般債権者に対し、本協定認可決定確定日から２か月以内に、本協定認可決定確定時に清算株式会社が有する資産総額から、本特別清算手続が結了するまでに発生しまたは発生することが見込まれる一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算手続に係る清算株式会社に対する費用請求権に基づく債権、特別清算手続のために清算株式会社に対して生じた債権の合計額を控除した残額を弁済原資として、別紙「債権額一覧表」記載の各債権額に応じて按分した額を弁済する。但し、株式会社日本政策金融公庫が清算株式会社に対して有する一般債権のうち、資本性ローン債権85,000,000円（以下、「劣後債権」という。）は他の一般債権の弁済に劣後するものとし、他の一般債権が全て弁済された後、弁済を受けるものとする（後記（３）に定める追加弁済の場合も同じ。）。

（２）一般債権の放棄

各一般債権者は、上記（１）の弁済を受けたときに、その余の一般債権をすべて放棄する。なお、上記（１）の弁済原資が存しない場合、弁済原資が存しない旨の通知を清算株式会社が各一般債権者に通知したときに、各一般債権者は一般債権をすべて放棄する。

（３）追加弁済

上記（１）による弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、これを清算株式会社が換価した上、各一般債権者に対し、その換価代金から必要な費用を控除した残額を追加弁済原資として、別紙「債権額一覧表」記載の各一般債権額に応じて按分した額を弁済する。この場合、当該追加弁済の範囲においては、上記（２）による放棄の効力は失われるものとする。

第３　関係者債権

１　関係者債権の定義

関係者債権とは、協定債権のうち、伊藤裕子、伊藤仁士及び縣健太郎が清算株式会社に対して有する各債権をいう。

２　関係者債権についての放棄

関係者債権者は、本協定認可決定確定時において、関係者債権をすべて放棄する。

（別紙省略）

以　上

静岡地方裁判所浜松支部民事部

小規模個人再生による再生手続開始

令和８年（再イ）第３２号
愛知県一宮市大和町南高井字野間95番地３
再生債務者　長谷川栄治
１　決定年月日時　令和８年８月４日午後４時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年８月25日まで
４　一般異議申述期間　令和８年９月１日から令和８年９月８日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

令和８年（再イ）第１１３号
千葉市美浜区若葉３丁目１番地11　幕張ベイパークミッドスクエアタワー203号
再生債務者　伊東　　隼
１　決定年月日時　令和８年８月５日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年８月26日まで
４　一般異議申述期間　令和８年９月９日から令和８年９月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（再イ）第１３８号
千葉県八千代市緑が丘西３丁目15番地３
再生債務者　土田　岳史
１　決定年月日時　令和８年８月５日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年８月26日まで
４　一般異議申述期間　令和８年９月９日から令和８年９月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（再イ）第１３９号
千葉県八千代市緑が丘西３丁目15番地３
再生債務者　土田　寛子
１　決定年月日時　令和８年８月５日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年８月26日まで
４　一般異議申述期間　令和８年９月９日から令和８年９月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（再イ）第２８号
千葉県佐倉市白銀４丁目８番地６
再生債務者　佐藤　圭輔
１　決定年月日時　令和８年８月５日午後４時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年８月26日まで
４　一般異議申述期間　令和８年９月９日から令和８年９月24日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

令和８年（再イ）第２３号
千葉県富津市下飯野287番地８
再生債務者　田川　雅通
１　決定年月日時　令和８年８月５日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年８月26日まで
４　一般異議申述期間　令和８年９月９日から令和８年９月24日まで
千葉地方裁判所木更津支部

令和８年（再イ）第１８７号
愛知県北名古屋市久地野北浦28番地１
再生債務者　前田めぐみ
１　決定年月日時　令和８年８月５日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年８月26日まで
４　一般異議申述期間　令和８年９月２日から令和８年９月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（再イ）第２９号
兵庫県明石市二見町東二見299番地の19
再生債務者　中原　佑介
１　決定年月日時　令和８年８月５日午後４時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年８月26日まで
４　一般異議申述期間　令和８年９月９日から令和８年９月16日まで
神戸地方裁判所明石支部再生係

令和８年（再イ）第９４号
北海道江別市向ケ丘43番地の15
再生債務者　藤倉　一徳
１　決定年月日時　令和８年８月６日午後１時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年８月27日まで
４　一般異議申述期間　令和８年９月10日から令和８年９月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（再イ）第１３６号
北海道石狩市花川南２条５丁目190番地
再生債務者　髙橋　　覚
１　決定年月日時　令和８年８月６日午後１時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年８月27日まで
４　一般異議申述期間　令和８年９月10日から令和８年９月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（再イ）第１５７号
札幌市豊平区月寒西１条４丁目３番13号　グリンコートⅢＢ―102号
再生債務者　甲谷　　隆
１　決定年月日時　令和８年８月６日午後１時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年８月27日まで
４　一般異議申述期間　令和８年９月10日から令和８年９月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（再イ）第１６０号
北海道江別市大麻南樹町３番地　大麻団地Ｂ12―201
再生債務者　田中　辰也
１　決定年月日時　令和８年８月６日午後１時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年８月27日まで
４　一般異議申述期間　令和８年９月10日から令和８年９月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（再イ）第９号
愛媛県松山市鹿峰167番地７
再生債務者　阿部　利彰
１　決定年月日時　令和８年８月６日午後１時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年８月27日まで
４　一般異議申述期間　令和８年９月３日から令和８年９月10日まで
松山地方裁判所民事部

令和８年（再イ）第４７号
静岡県浜松市浜名区染地台３－９－10　レオパレスルミュールⅡ―201（住民票上の住所）
栃木県宇都宮市横山３丁目11番９号
再生債務者　千原　英二
１　決定年月日時　令和８年８月３日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年８月31日まで
４　一般異議申述期間　令和８年９月14日から令和８年９月24日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部

令和８年（再イ）第５０号
栃木県宇都宮市若松原２丁目13番18号
再生債務者　本藤真由美
１　決定年月日時　令和８年８月４日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年９月１日まで
４　一般異議申述期間　令和８年９月15日から令和８年９月24日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部

令和８年（再イ）第２０４号
東京都江戸川区松島１―１―１―403
再生債務者　岩崎　光浩
１　決定年月日時　令和８年８月４日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年９月１日まで
４　一般異議申述期間　令和８年９月15日から令和８年10月６日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（再イ）第２８号
盛岡市高松四丁目７番55号
再生債務者　梅原　大希
１　決定年月日時　令和８年８月５日午後１時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年９月２日まで
４　一般異議申述期間　令和８年９月16日から令和８年９月30日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

令和８年（再イ）第１０号
山形県酒田市緑町５番３号
再生債務者　太田　　京
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年９月２日まで
4　一般異議申述期間　令和８年９月16日から令和８年９月30日まで
山形地方裁判所酒田支部

令和８年（再イ）第１２号
山形県飽海郡遊佐町菅里字菅野304番地の47
再生債務者　北川　幸恵
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年９月２日まで
4　一般異議申述期間　令和８年９月16日から令和８年９月30日まで
山形地方裁判所酒田支部

令和８年（再イ）第２８号
埼玉県本庄市見福１丁目10番25号
再生債務者　水谷　　隆
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年９月２日まで
4　一般異議申述期間　令和８年９月16日から令和８年10月７日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（再イ）第３０号
埼玉県東松山市松山町２丁目５番25号
再生債務者　滝本　力夫
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年９月２日まで
4　一般異議申述期間　令和８年９月16日から令和８年10月７日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（再イ）第２３７号
東京都台東区根岸５－６－４－802
再生債務者　高野　政大
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年９月２日まで
4　一般異議申述期間　令和８年９月16日から令和８年10月７日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（再イ）第２８２号
東京都大田区池上８－14－９－303
再生債務者　小林　伸隆
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年９月２日まで
4　一般異議申述期間　令和８年９月16日から令和８年10月７日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（再イ）第３１２号
東京都港区白金１－２－１　白金ザスカイＥ2615(住民票上の住所)東京都港区西麻布３－２－11
再生債務者　長　　亮英
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年９月２日まで
4　一般異議申述期間　令和８年９月16日から令和８年10月７日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（再ロ）第１００１１号
東京都八王子市川口町3666－５
再生債務者　安藤　　薫
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年９月２日まで
4　一般異議申述期間　令和８年９月16日から令和８年10月７日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（再イ）第５号
長野県茅野市中大塩11番地17
再生債務者　小尾　　勝
1　決定年月日時　令和８年８月５日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年９月２日まで
4　一般異議申述期間　令和８年９月16日から令和８年９月30日まで
長野地方裁判所諏訪支部

令和８年（再イ）第２０号
愛知県豊橋市野依台一丁目37番地４　東洋製罐野依寮202号室
再生債務者　石地　竜也
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年９月２日まで
4　一般異議申述期間　令和８年９月９日から令和８年９月16日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和８年（再イ）第３００号
大阪市住吉区墨江３丁目７番13号　ディアコート　202号
再生債務者　松浦　達也
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年９月２日まで
4　一般異議申述期間　令和８年９月９日から令和８年９月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（再イ）第３８号
和歌山県橋本市あやの台二丁目37番地の１
再生債務者　山本　直由
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後１時30分
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年９月２日まで
4　一般異議申述期間　令和８年９月９日から令和８年９月24日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（再イ）第１７号
山口県宇部市文京台３丁目７番４号
再生債務者　猪口　　進
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年９月２日まで
4　一般異議申述期間　令和８年９月９日から令和８年９月16日まで
山口地方裁判所宇部支部

令和８年（再イ）第３号
秋田県仙北郡美郷町土崎字土崎林８番地７
再生債務者　森元　佑太
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年９月３日まで
4　一般異議申述期間　令和８年９月17日から令和８年10月１日まで
秋田地方裁判所大曲支部

令和８年（再イ）第１０８号
東京都武蔵野市吉祥寺本町１丁目34番５－203号ウイング21吉祥寺
再生債務者　三木　武真
1　決定年月日時　令和８年８月６日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年９月３日まで
4　一般異議申述期間　令和８年９月17日から令和８年10月８日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（再イ）第１２号
新潟市西蒲区升潟2724番地１
再生債務者　酒井　　修
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年９月３日まで
4　一般異議申述期間　令和８年９月17日から令和８年10月８日まで
新潟地方裁判所民事部

令和８年（再イ）第４７号
新潟市秋葉区柄目木179番地17　小泉アパート102
再生債務者　安部　裕美
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年９月３日まで
4　一般異議申述期間　令和８年９月17日から令和８年10月８日まで
新潟地方裁判所民事部

令和８年（再イ）第２号
和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字勝浦95番地19
再生債務者　猪飼　　伸
1　決定年月日時　令和８年８月６日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年９月３日まで
4　一般異議申述期間　令和８年９月10日から令和８年９月24日まで
和歌山地方裁判所新宮支部

令和８年（再イ）第８号
山口県周南市都町３丁目20番地　サントノーレ都町504号
再生債務者　工藤　信一
1　決定年月日時　令和８年８月６日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年９月３日まで
4　一般異議申述期間　令和８年９月10日から令和８年９月24日まで
山口地方裁判所周南支部

令和８年（再イ）第１０号
山口県光市中央５丁目８番24号
再生債務者　渡辺　　努
1　決定年月日時　令和８年８月６日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年９月３日まで
4　一般異議申述期間　令和８年９月10日から令和８年９月24日まで
山口地方裁判所周南支部

令和８年（再イ）第１８号
長崎県諫早市小船越町1165番地12　メゾンヴェルテＡ棟103号
再生債務者　上田　敏博
1　決定年月日時　令和８年８月６日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年９月３日まで
4　一般異議申述期間　令和８年９月17日から令和８年10月１日まで
長崎地方裁判所大村支部

令和８年（再イ）第２３号
大分県別府市鶴見３丁目８番59号
再生債務者　中野　裕也
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年９月３日まで
4　一般異議申述期間　令和８年９月17日から令和８年10月８日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（再イ）第７号
大分県中津市大字宮夫145番地５
再生債務者　古田健太郎
1　決定年月日時　令和８年８月６日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年９月３日まで
4　一般異議申述期間　令和８年９月17日から令和８年10月８日まで
大分地方裁判所中津支部個人再生係

令和８年（再イ）第３０号
福井市東森田１丁目903番地
再生債務者　日野　大作
1　決定年月日時　令和８年８月６日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年９月７日まで
4　一般異議申述期間　令和８年９月17日から令和８年９月25日まで
福井地方裁判所

令和８年（再イ）第３１号
福井市東森田１丁目903番地
再生債務者　日野　恵里
1　決定年月日時　令和８年８月６日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年９月７日まで
4　一般異議申述期間　令和８年９月17日から令和８年９月25日まで
福井地方裁判所

小規模個人再生による書面決議に付する決定

令和８年（再イ）第１６２号
東京都足立区鹿浜５―19―７―101
再生債務者　藤田美津雄
1　決議に付する再生計画案　令和８年７月７日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年８月21日まで
令和８年８月４日
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（再イ）第１９９号
東京都東久留米市本町１―10―２―102
再生債務者　鈴木　敬史
1　決議に付する再生計画案　令和８年７月24日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年８月21日まで
令和８年８月４日
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（再イ）第７９号
千葉県船橋市本中山４丁目９番８―206号
再生債務者　若林孝太郎
1　決議に付する再生計画案　令和８年６月30日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年８月24日まで
令和８年８月５日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（再イ）第９１号
千葉県市原市金剛地1326番地
再生債務者　林　　伸治
1　決議に付する再生計画案　令和８年７月21日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年８月24日まで
令和８年８月５日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（再ロ）第１００５０号
東京都大田区西糀谷１―５―３―404
再生債務者　安藤　和彦
1　決議に付する再生計画案　令和８年７月８日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年８月24日まで
令和８年８月５日
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（再イ）第２０８号
東京都板橋区若木２―３―22　トーキョーベータ上板橋２　205号室
再生債務者　村田　諭紀
1　決議に付する再生計画案　令和８年７月27日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年８月24日まで
令和８年８月５日
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（再イ）第２１号
栃木県宇都宮市大和１丁目２番44号
再生債務者　厚木　信行
1　決議に付する再生計画案　令和８年７月22日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年８月25日まで
令和８年８月４日
宇都宮地方裁判所第１民事部

令和８年（再イ）第２７号
栃木県宇都宮市鶴田町3321番地３　ニューエルディム滝の原201
再生債務者　山崎　義輝
1　決議に付する再生計画案　令和８年８月３日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年８月25日まで
令和８年８月４日
宇都宮地方裁判所第１民事部

令和８年（再イ）第１１号
岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第５地割96番地２
再生債務者　村松一二三
1　決議に付する再生計画案　令和８年７月13日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年８月26日まで
令和８年８月５日
盛岡地方裁判所第２民事部

令和８年（再イ）第１９号
千葉県富里市新橋５番地10
再生債務者　岡本　信恵
1　決議に付する再生計画案　令和８年８月４日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年８月26日まで
令和８年８月５日　千葉地方裁判所佐倉支部

令和８年（再イ）第２号
愛知県清須市西須ケ口39番地　タウン新川302
再生債務者　山本多江子
1　決議に付する再生計画案　令和８年５月14日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年８月26日まで
令和８年８月５日
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（再イ）第９９号
愛知県海部郡大治町大字三本木字米野71番地の７
再生債務者　関冨　征児
1　決議に付する再生計画案　令和８年６月26日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年８月26日まで
令和８年８月５日
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（再イ）第１９号
宮城県富谷市成田一丁目４番地139
再生債務者　佐藤　圭子
1　決議に付する再生計画案　令和８年７月30日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年８月27日まで
令和８年８月６日
仙台地方裁判所第４民事部

令和８年（再イ）第６号
宮城県東松島市矢本字四反走62番地１
再生債務者　高橋　　毅
1　決議に付する再生計画案　令和８年７月23日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年８月27日まで
令和８年８月６日
仙台地方裁判所石巻支部再生係

令和８年（再イ）第１４号
山形県寒河江市ほなみ３丁目１番地の12　エヌ・ワイ　プロムナード101
再生債務者　市川　泰文
1　決議に付する再生計画案　令和８年７月30日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年８月27日まで
令和８年８月６日　　山形地方裁判所民事部

令和８年（再イ）第３１号
東京都東村山市富士見町５丁目９番地58パストラル八坂Ｂ―212
再生債務者　髙田孝一郎
1　決議に付する再生計画案　令和８年７月28日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年８月27日まで
令和８年８月６日
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（再イ）第８号
岐阜県多治見市大原町７丁目30番地の８
再生債務者　小西えじそんこと　コニシ　エジソン　タダウ
1　決議に付する再生計画案　令和８年７月25日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年８月27日まで
令和８年８月６日
岐阜地方裁判所多治見支部

令和８年（再イ）第６号
大分県別府市大字内竈3020番地の59
再生債務者　山下　智哉
1　決議に付する再生計画案　令和８年７月23日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年８月27日まで
令和８年８月６日
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和７年（再イ）第３５号
沖縄県糸満市字糸満1550番地の３
再生債務者　新城　安治
1　決議に付する再生計画案　令和８年７月７日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年８月27日まで
令和８年７月30日
那覇地方裁判所民事第３部

令和７年（再イ）第３６号
沖縄県糸満市字糸満1550番地の３
再生債務者　新城　智枝
1　決議に付する再生計画案　令和８年７月７日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年８月27日まで
令和８年７月30日
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（再イ）第４号
金沢市玉鉾町イ７番地３　メゾンラッフィナート103号
再生債務者　土橋裕美子
1　決議に付する再生計画案　令和８年７月23日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年８月31日まで
令和８年８月５日　　金沢地方裁判所民事部

令和８年（再イ）第１１号
金沢市末町16の82番地５
再生債務者　福島　貴紀
1　決議に付する再生計画案　令和８年７月29日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年８月31日まで
令和８年８月５日　　金沢地方裁判所民事部

令和７年（再イ）第４４６号
大阪市平野区喜連西１丁目10番４―402号
再生債務者　天野　米真
1　決議に付する再生計画案　令和８年８月４日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年８月31日まで
令和８年８月５日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（再イ）第１０５号
大阪府箕面市森町中２丁目９番５号
再生債務者　澤田　慎平
1　決議に付する再生計画案　令和８年８月４日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年８月31日まで
令和８年８月５日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（再イ）第１０６号
大阪府箕面市森町中２丁目９番５号
再生債務者　澤田　綾乃
1　決議に付する再生計画案　令和８年８月４日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年８月31日まで
令和８年８月５日
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（再イ）第９１号
静岡市清水区能島297番地の１
再生債務者　杉山　知美
1　決議に付する再生計画案　令和８年６月29日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年９月１日まで
令和８年８月６日
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（再イ）第３６号
埼玉県所沢市大字上安松1272番地の２　西武鉄道所沢寮
再生債務者　加藤　伸弥
1　決議に付する再生計画案　令和８年７月30日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年９月２日まで
令和８年８月５日
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（再イ）第１３７号
大阪市西区立売堀６丁目７番50―912号
再生債務者　岩本　樹里
1　決議に付する再生計画案　令和８年７月13日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年９月２日まで
令和８年８月５日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（再イ）第１４４号
大阪市東成区神路４丁目12番２―808号
再生債務者　和田　香寿
1　決議に付する再生計画案　令和８年８月５日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年９月２日まで
令和８年８月５日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（再イ）第２３８号
大阪府豊中市稲津町２丁目15番12―303号
再生債務者　小川　祐希
1　決議に付する再生計画案　令和８年７月31日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年９月２日まで
令和８年８月５日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（再イ）第１７号
和歌山市粟161番地20
再生債務者　早野　裕紀
１　決議に付する再生計画案　令和８年７月31日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年９月２日まで
令和８年８月５日
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（再イ）第４３号
札幌市白石区北郷８条７丁目９番16号
再生債務者　福原　理恵
１　決議に付する再生計画案　令和８年７月28日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年９月３日まで
令和８年８月６日
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（再イ）第６４号
札幌市中央区南４条西24丁目１番18―1002号
再生債務者　川村　健也
１　決議に付する再生計画案　令和８年７月27日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年９月３日まで
令和８年８月６日
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（再イ）第８４号
札幌市中央区南９条西１丁目１番１―306号
再生債務者　吉田　真美
１　決議に付する再生計画案　令和８年７月３日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年９月３日まで
令和８年８月６日
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（再イ）第８７号
札幌市南区澄川３条４丁目２番12―103号
再生債務者　斉藤　理恵
１　決議に付する再生計画案　令和８年７月29日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年９月３日まで
令和８年８月６日
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（再イ）第８８号
北海道恵庭市中島町６丁目14番地４　（アン・クレール恵み野105号）
再生債務者　東　真由
１　決議に付する再生計画案　令和８年７月17日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年９月３日まで
令和８年８月６日
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（再イ）第３号
愛知県豊橋市草間町字郷裏11番地１
再生債務者　戸苅　法寛
１　決議に付する再生計画案　令和８年６月15日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年９月３日まで
令和８年８月６日
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和８年（再イ）第７号
島根県安来市下吉田町577番地
再生債務者　岩佐　明
１　決議に付する再生計画案　令和８年７月16日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年９月３日まで
令和８年８月６日　松江地方裁判所民事部

令和８年（再イ）第４３号
神戸市須磨区大田町７丁目３番３号　302号（従前の住所）神戸市須磨区大手町２丁目11番16―２号
再生債務者　伊藤　賢一
１　決議に付する再生計画案　令和８年７月14日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年８月26日
３　再生計画案に対する回答期間　令和８年８月26日まで
令和８年８月５日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

令和８年（再イ）第３２号
神戸市東灘区本山南町５丁目３―１―904(事業所所在地）兵庫県芦屋市川西町４―25
再生債務者　美容室ル・ミラクこと　安田みはる
１　決議に付する再生計画案　令和８年７月29日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年８月26日
３　再生計画案に対する回答期間　令和８年８月26日まで
令和８年８月５日　神戸地方裁判所尼崎支部

令和８年（再イ）第３５号
大阪市淀川区西宮原３丁目３番４―414号(事業所所在地）兵庫県尼崎市東園田町９―９―５　オオバビル１Ｆ―Ａ
再生債務者　Ｒｅｂｅｒこと　井福　至
１　決議に付する再生計画案　令和８年７月23日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年８月26日
３　再生計画案に対する回答期間　令和８年８月26日まで
令和８年８月５日　神戸地方裁判所尼崎支部

令和８年（再イ）第４９号
岡山市中区高島二丁目３番４―１号
再生債務者　出来　龍
１　決議に付する再生計画案　令和８年７月27日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年８月26日
３　再生計画案に対する回答期間　令和８年８月26日まで
令和８年８月５日
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（再イ）第８号
秋田市大町四丁目３番44号　パストラルハイム大町701号
再生債務者　斉藤　輔
１　決議に付する再生計画案　令和８年７月９日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年８月27日
３　再生計画案に対する回答期間　令和８年８月27日まで
令和８年８月６日
秋田地方裁判所民事第２部

令和８年（再イ）第１６号
秋田市新屋北浜町８番41号　メゾンビクトワール101
再生債務者　岩崎　奈美　（旧姓北原）
１　決議に付する再生計画案　令和８年７月16日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年８月27日
３　再生計画案に対する回答期間　令和８年８月27日まで
令和８年８月６日
秋田地方裁判所民事第２部

令和８年（再イ）第１２号
広島県福山市神辺町字徳田1717番地26
再生債務者　前田　育江
１　決議に付する再生計画案　令和８年７月22日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年９月３日
３　再生計画案に対する回答期間　令和８年９月３日まで
令和８年８月６日
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和８年（再イ）第１０号
香川県高松市観光町640番地７
再生債務者　田村　正
１　決議に付する再生計画案　令和８年７月28日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年９月３日
３　再生計画案に対する回答期間　令和８年９月３日まで
令和８年８月６日
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（再イ）第２１号
香川県高松市林町1352番地１　パルガーデン中央インターⅡ　103号室　（住民票上の住所）岡山県倉敷市帯高177番地９
再生債務者　三宅紗也果
１　決議に付する再生計画案　令和８年７月30日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年９月３日
３　再生計画案に対する回答期間　令和８年９月３日まで
令和８年８月６日
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（再イ）第１１号
高知市桜井町２丁目１番10号　１階
再生債務者　宮田　大地
1　決議に付する再生計画案　令和８年７月23日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年９月３日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年９月３日まで
令和８年８月６日
高知地方裁判所民事部個人再生係

令和８年（再イ）第７号
青森県八戸市大字鮫町字ハン木沢30番地９
再生債務者　沼田　知徳
1　決議に付する再生計画案　令和８年７月８日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年９月10日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年９月10日まで
令和８年８月６日
青森地方裁判所八戸支部個人再生係

小規模個人再生による再生手続廃止

令和８年（再イ）第８５号
千葉県市原市五井東１丁目13番地７　ウッドクレスト市原206
再生債務者　中塚　友貴
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
令和８年８月５日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（再イ）第４５９号
東京都文京区小石川２－６－19－104
再生債務者　渡辺千惠子
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
令和８年８月５日
東京地方裁判所民事第20部

給与所得者等再生による再生手続開始

令和８年（再ロ）第５号
札幌市東区北21条東２丁目１番11－501号
再生債務者　佐久間達也
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後１時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年８月27日まで
4　一般異議申述期間　令和８年９月10日から令和８年９月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（再ロ）第１００１４号
埼玉県戸田市下前１－６－22
再生債務者　柏田　　徹
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年９月１日まで
4　一般異議申述期間　令和８年９月15日から令和８年10月６日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（再ロ）第７号
青森県弘前市大字清野袋一丁目３番地３
再生債務者　舘山　昌治
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後２時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年９月３日まで
4　一般異議申述期間　令和８年９月17日から令和８年10月１日まで
青森地方裁判所弘前支部

令和８年（再ロ）第７号
東京都八王子市元八王子町２丁目3307番地10
再生債務者　松田　暢継
1　決定年月日時　令和８年８月６日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年９月３日まで
4　一般異議申述期間　令和８年９月17日から令和８年10月８日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

令和８年（再ロ）第１号
島根県松江市玉湯町大谷120番地４
再生債務者　浪花　里依
1　意見聴取に付する再生計画案　令和８年７月13日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　令和８年８月31日まで
令和８年８月６日　　松江地方裁判所民事部

令和８年（再ロ）第４号
愛媛県伊予市米湊412番地　フェリスＫ102号
再生債務者　中村ゆかり
1　意見聴取に付する再生計画案　令和８年７月27日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　令和８年９月２日まで
令和８年８月５日　　松山地方裁判所民事部

令和８年（再ロ）第４号
青森県平川市南田中村内87番地１
再生債務者　小野　隼人
1　意見聴取に付する再生計画案　令和８年８月３日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　令和８年９月３日まで
令和８年８月６日　青森地方裁判所弘前支部

令和８年（再ロ）第４号
兵庫県明石市港町25番13号
再生債務者　小牧　智尚
1　意見聴取に付する再生計画案　令和８年８月４日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　令和８年９月７日まで
令和８年８月５日
神戸地方裁判所明石支部再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

令和８年（再ロ）第１号
岩手県胆沢郡金ケ崎町西根医者屋敷８番地９
再生債務者　佐藤　涼太
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年７月29日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月５日　盛岡地方裁判所水沢支部

令和８年（再ロ）第１号
茨城県神栖市知手中央八丁目１番39－１号
再生債務者　鈴木　康太
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年７月29日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月５日　水戸地方裁判所麻生支部

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てがあったので、所在等不明共有者は、同裁判をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。所在等不明共有者以外の共有者は、上記の不動産について裁判による共有物の分割の請求又は遺産の分割の請求がされている場合において、所在等不明共有者の持分の取得の裁判をすることについて異議があるときは、同日までに当裁判所に異議の届出をしてください。これらの届出がないときは、所在等不明共有者の持分の取得の裁判がされることになります。また、申立人以外の共有者は、上記の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てをする場合には、同日までに当裁判所に同裁判の申立てをしてください。

令和８年（チ）第３号
福島県石川郡石川町字南町42番地の１
申立人　近内　正隆
住所・居所　不明
（不動産登記記録上の住所）石川郡石川町字南町86番地
所在等不明共有者　近内　瀧藏
住所・居所　不明
（不動産登記記録上の住所）石川郡石川町字南町18番地
所在等不明共有者　根本　シケ
届出期間満了日　令和８年11月30日
令和８年７月30日
福島地方裁判所白河支部
（別紙）　物　件　目　録
所在　石川郡石川町字関根
地番　362番
地目　山林
地積　3405平方メートル
所在等不明共有者近内瀧藏の持分33分の１
所在等不明共有者根本シケの持分33分の１

令和８年（チ）第１号

沖縄県豊見城市字平良188番地44　県改良住宅Ｇ棟113号
申立人　金城　真勇
住所・居所　不明
（不動産登記記録上の住所）沖縄県国頭郡今帰仁村字与那嶺189番地
所在等不明共有者　金城エミリイ千代
届出期間満了日　令和８年11月30日
令和８年７月31日
那覇地方裁判所名護支部
（別紙）　物　件　目　録
1　所在　国頭郡今帰仁村字諸志仲切原
地番　852番1
地目　畑
地積　353平方メートル
所在等不明共有者の持分　12分の１
2　所在　国頭郡今帰仁村字与那嶺安田原
地番　189番
地目　宅地
地積　584．00平方メートル
所在等不明共有者の持分　12分の１

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地について所有者不明土地管理命令の申立てがあったので、上記の土地の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

令和８年（チ）第３号

千葉市若葉区若松町502番地262
申立人　株式会社志友建設
住所・居所　不明
（商業登記簿上の住所）川崎市高津区久本460番地　第二三富荘６号
（不動産登記記録上の住所）川崎市高津区溝口175番地４
所有者　新日本開発株式会社
届出期間満了日　令和８年９月30日
令和８年７月30日
横浜地方裁判所川崎支部
（別紙）　物　件　目　録
所在　川崎市宮前区南野川二丁目
地番　2653番３
地目　畑
地積　12平方メートル

令和８年（チ）第10号

岐阜県多治見市平野町４丁目81－63
申立人　大嶽　文江
住所・居所　不明
（不動産登記記録上の住所）土岐郡多治見町2600番地の225
所有者　安藤　かね
届出期間満了日　令和８年９月30日
令和８年７月31日
岐阜地方裁判所多治見支部
（別紙）　物　件　目　録
所在　多治見市坂上町九丁目
地番　19番
地目　宅地
地積　165.61平方メートル

令和８年（チ）第３０３２号

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
申立人　東京都知事　小池百合子
住所・居所　不明
（不動産登記記録上の住所）東京都大島町野増字滝ノ口
所有者　前田吉之助
届出期間満了日　令和8年9月30日
令和8年7月31日
東京地方裁判所
（別紙）　物　件　目　録
所在　東京都大島町野増字ツワイ
地番　774番3
地目　畑
地積　897平方メートル

令和８年（チ）第１１号

熊本県菊池郡大津町大字真木312番地
申立人　山本　誠次
住所・居所　不明
（別紙物件目録１の不動産登記記録上の住所）宇土市立岡町422番地（別紙物件目録２の不動産登記記録上の住所）宇土郡花園村立岡579番地
所有者　岡部　満來
（別紙物件目録１の不動産登記記録上の氏名）岡部　満来　（別紙物件目録２の不動産登記記録上の氏名）岡部　滿來
届出期間満了日　令和８年９月３０日
令和８年７月３１日
熊本地方裁判所
（別紙）　物　件　目　録
1　所在　宇土市立岡町字二ツ枝
地番　601番
地目　畑
地積　1024平方メートル
2　所在　宇土市古保里町字四度橋
地番　957番１
地目　畑
地積　67平方メートル

令和８年（チ）第２号

東京都千代田区霞が関一丁目１番１号
申立人　国
住所・居所　不明
（最後の住所）不明
（戸籍簿上の本籍）樺太大泊郡大泊町大字大泊字船見町澤通14番地
共有者　山本　陽介
住所・居所　不明
（亡粟野公平の最後の住所）京都府綾部市高津町上地27番地
共有者　亡粟野公平相続財産
（不動産登記記録上の共有者）京都府何鹿郡中筋村字高津４番戸　塩見安太郎　共有持分２分の１
京都府何鹿郡中筋村字高津48番戸の第１　粟野萬太郎　共有持分２分の１
届出期間満了日　令和８年9月30日
令和8年7月29日
京都地方裁判所福知山支部
（別紙）　物　件　目　録
所在　綾部市高津町新溝
地番　20番373
地目　畑
地積　9.91平方メートル
不明共有者　山本　陽介の共有持分98分の１
不明共有者　亡粟野公平相続財産の共有持分14分の１

令和８年（チ）第３号

東京都千代田区霞が関一丁目１番１号
申立人　国
住所・居所　不明
（亡粟野公平の最後の住所）京都府綾部市高津町上地27番地
共有者　亡粟野公平相続財産
（不動産登記記録上の所有者）京都府何鹿郡中筋村字高津48番戸第１号　粟野勝一
届出期間満了日　令和８年9月30日
令和8年7月29日
京都地方裁判所福知山支部
（別紙）　物　件　目　録
所在　綾部市高津町新溝
地番　20番221
地目　畑
地積　36平方メートル

令和８年（チ）第６号

広島市中区小町４番３３号
申立人　中国電力ネットワーク株式会社
住所・居所　不明
（不動産登記記録上の住所）　香川県小豆郡土庄町豊島家浦１６３４番地
所有者　多田　辰一郎
届出期間満了日　令和８年９月２８日
令和８年７月３１日
高松地方裁判所
（別紙）　物　件　目　録
所在　小豆郡土庄町豊島家浦字宮ノ中
地番　２７７８番
地目　畑
地積　３６９平方メートル

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲はＺの権利義務全部を承継して存続しＺは解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年六月十二日
掲載頁　一一三頁（号外第一三〇号）
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年六月十二日
掲載頁　一四一頁（号外第一三〇号）
令和八年六月十七日
北海道深川市文光町一五番六号
（甲）株式会社北開測地
代表取締役　立花　貴男
北海道旭川市東鷹栖東三条三丁目一九二七番地
（乙）株式会社ニューアクシス
代表取締役　山崎　辰雄

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年七月十日
掲載頁　一四七頁（号外第一五五号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年七月十日
掲載頁　一三一頁（号外第一五五号）

令和八年八月十七日
東京都品川区西五反田三丁目五番八号
（甲）株式会社ポプラ社
代表取締役　加藤　裕樹
東京都品川区西五反田三丁目五番八号
（乙）株式会社そうえん社
代表取締役　金子　元子（吉田　元子）

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年六月三十日
掲載頁　一二〇頁（号外第一四五号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年七月一日
掲載頁　八十三頁（号外第一四七号）

令和八年八月十七日
東京都千代田区丸の内一丁目八番二号
（甲）株式会社税務研究会
代表取締役　山根　毅
東京都千代田区丸の内一丁目八番二号
（乙）株式会社税研情報センター
代表取締役　山根　毅

合併公告

左記会社のうち、甲及び乙は合併して、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました（第Ａ合併）。

また、第Ａ合併の効力発生を条件として、左記会社のうち、甲及び丙は合併して、甲は丙の権利義務全部を承継して存続し、丙は解散することにいたしました（第Ｂ合併）ので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年六月二十三日
掲載頁　一〇二頁（号外第一三七号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年六月二十三日
掲載頁　一〇二頁（号外第一三七号）

（丙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年六月二十三日
掲載頁　一〇二頁（号外第一三七号）

令和八年八月十七日
東京都墨田区押上一丁目一番二号
（甲）東武バスセントラル株式会社
代表取締役　岩田　敏之
東京都墨田区押上一丁目一番二号
（乙）東武バスウエスト株式会社
代表取締役　眞島　朗
東京都墨田区押上一丁目一番二号
（丙）東武バス株式会社
代表取締役　眞島　朗

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年六月二十五日
掲載頁　一九四頁（号外第一四〇号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年六月二十五日
掲載頁　一九四頁（号外第一四〇号）

令和八年八月十七日
東京都東久留米市東本町三―二Ｎ・ＳＦＩＶＥ東久留米二階一〇二号室
（甲）株式会社Ｒｏｏｔｓ
代表取締役　帝藤　遼
東京都東久留米市東本町三―二Ｎ・ＳＦＩＶＥ東久留米二階一〇二号室
（乙）株式会社Ｓｔｏｒｙ
代表取締役　帝藤　遼

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.qol-net.co.jp/
（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和八年八月十七日
東京都港区虎ノ門四丁目三番一号城山トラストタワー三七階
（甲）クオール株式会社
代表取締役　柄澤　忍
神奈川県横浜市西区高島二丁目五番一〇号
ストーク菱沼ビル
（乙）有限会社横浜薬業サービス
取締役　小林真由美

合併公告

左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年八月十七日
東京都中央区日本橋室町四丁目三番三号
（甲）ふじみ監査法人
代表社員　國井　隆
東京都千代田区九段南二丁目二番一号エースカ九段ビル二階
（乙）明光監査法人
社員　中村　憲夫

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年十月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年七月三十一日
掲載頁　一五八頁（号外第一七三号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年七月三十一日
掲載頁　一四三頁（号外第一七三号）

令和八年八月十七日
東京都港区東新橋二丁目一一番七号
（甲）株式会社アイテック
代表取締役　大植　みさ
東京都台東区東上野三丁目一四番八号まつの屋ビル五階
（乙）株式会社クリマ・ソフト
代表取締役　内藤　剛史

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年七月三十一日
掲載頁　一二六頁（号外第一七三号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年七月三十一日
掲載頁　一三二頁（号外第一七三号）

令和八年八月十七日
愛知県犬山市大字犬山字南古券一五一番地の三
（甲）株式会社メイデン
代表取締役　福冨　孝弘
東京都港区芝三丁目八番二号芝公園ファーストビル二〇階
（乙）ＧＣＪＧ27株式会社
代表取締役　川上　耕司

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年七月十日
掲載頁　一三六頁（号外第一五五号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年七月十日
掲載頁　一三六頁（号外第一五五号）

令和八年八月十七日
愛知県江南市高屋町十六田一五七番地の一
（甲）株式会社トップワン
代表取締役　祖父江　聡
愛知県江南市高屋町十六田一五七番地の一
（乙）株式会社トップミート
代表取締役　祖父江　聡

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年七月九日
掲載頁　七十九頁（号外第一五四号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年六月三日
掲載頁　七十三頁（号外第一二三号）

令和八年八月十七日
愛知県津島市元寺町三丁目二一番地二
（甲）株式会社菅原設備
代表取締役　菅原　直樹
愛知県大府市横根町箕手一四六番地の一四
（乙）株式会社光栄設備
代表取締役　菅原　朗

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年七月二十一日
掲載頁　一五五頁（号外第一六一号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年七月二十一日
掲載頁　一五五頁（号外第一六一号）

令和八年八月十七日
名古屋市中区新栄二丁目一番四号
（甲）株式会社Ｔｈｒｅｅ　Ｋ
代表取締役　加納　康昭
名古屋市中区栄二丁目二番三一号
（乙）株式会社加納
代表取締役　加納　康昭

合併公告

左記会社は合併により甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年六月二十四日
掲載頁　二一二頁（号外第一三九号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年六月二十四日
掲載頁　一七七頁（号外第一三九号）

令和八年八月十七日
大阪市中央区平野町四丁目一番二号
（甲）Ｄａｉｇａｓエナジー株式会社
代表取締役　福谷　博善
大阪市中央区平野町四丁目一番二号
（乙）エナジーバンクジャパン株式会社
代表取締役　阪本　雄一

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年十月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年七月二十八日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年七月三十日
掲載頁　一六三頁（号外第一七一号）

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和八年八月十七日
大阪市東住吉区山坂二丁目七番一四号
（甲）株式会社辻蔵
代表取締役　田中ひとみ
大阪府池田市空港一丁目五番二一号
（乙）有限会社スパイラル
取締役　迫　徳行

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲・乙）
掲載　官報
掲載の日付　令和八年八月六日
掲載頁　七十三頁（号外第一七七号）

令和八年八月十七日
兵庫県伊丹市北伊丹四丁目八九―一
（甲）株式会社ＭＡＲＩＮ　ＢＩＫＥＳ　ＪＡＰＡＮ
代表取締役　岡山　文昭
兵庫県伊丹市北伊丹四丁目八九―一
（乙）株式会社ＤＥＬＩＧＨＴＥＤ
代表取締役　世良　勝之

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

両社の総社員の同意手続は、令和八年七月二十日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年八月十七日
福岡市西区大字飯氏三四二番地一
（甲）合同会社ロンボク
代表社員　柏田　佳子
福岡市西区大字飯氏三四二番地一
（乙）合同会社リコノシェンツァ
代表社員　柏田　和宏

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部（甲株式六一〇〇株を含む）を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年七月十三日
掲載頁　八十頁（号外第一五六号）

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和八年八月十七日
宮崎県日南市飫肥五丁目三番二四号
（甲）株式会社アップフェル
代表取締役　山口　裕道
宮崎県日南市南郷町中村乙七〇五一番地二〇七
（乙）有限会社アップルカンパニー
取締役　山口　裕道

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年八月五日
掲載頁　一二一頁（号外第一七六号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年八月五日
掲載頁　一二一頁（号外第一七六号）

令和八年八月十七日
鹿児島市谷山港三丁目一番地五
（甲）株式会社山川物流
代表取締役　有村　純治
鹿児島県南九州市頴娃町上別府一一三八番地一
（乙）株式会社頴有
代表取締役　有村　住美

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して、甲は乙のＬＮＧ輸送事業及びこれに附帯関連する一切の事業に関して有する権利義務の一部を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

効力発生日は令和八年十月一日であり、甲は会社法第七九六条第一項に基づき、乙は同法第七八四条第二項に基づき、株主総会の承認決議を経ずに吸収分割を決定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年八月十七日
東京都中央区日本橋二丁目五番一号
（甲）ＪＥＲＡ　Ｇｌｏｂａｌ　Ｅｎｅｒｇｙ　Ｓｏｌｕｔｉｏｎｓホールディングス株式会社
代表取締役　津輕　亮介
東京都中央区日本橋二丁目五番一号
（乙）株式会社ＪＥＲＡ
代表取締役　奥田　久栄

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲及び乙は丙の不動産管理部門に関する権利義務を承継し丙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載　福岡県において発行する産経新聞

掲載の日付　令和八年四月一日

掲載頁　二十一頁

令和八年八月十七日

福岡市博多区千代一丁目八番一三号

トリゼンフーズ分割準備株式会社

代表取締役　辻脇　隆史

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社ＪＯＪＯ（住所東京都千代田区神田神保町二丁目一〇番三一号ＩＷビル一Ｆ）に対して当社の個人、会社の資産運用及び資産管理事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）確定した最終事業年度はありません。

（丙）掲載　官報

掲載の日付　令和八年七月三十一日

掲載頁　一三五頁（号外第一七三号）

令和八年八月十七日

富山県中新川郡上市町下経田二一三番地

（甲）株式会社腰山ホールディングス

代表取締役　腰山　卓也

富山県中新川郡上市町下経田二一三番地

（乙）株式会社ガイア

代表取締役　腰山　卓也

富山県中新川郡上市町下経田二一三番地

（丙）株式会社腰山工業

代表取締役　腰山　卓也

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割によりトリゼンフーズ株式会社（乙、住所福岡市博多区千代一丁目八番一三号）の家畜及び食肉等の卸売並びに販売事業等に関する権利義務を承継することにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載　福岡県において発行する産経新聞

掲載の日付　令和八年四月一日

掲載頁　二十一頁

令和八年八月十七日

福岡市博多区千代一丁目八番一三号

トリゼンフーズ分割準備株式会社

代表取締役　辻脇　隆史

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社ＪＯＪＯ（住所東京都千代田区神田神保町二丁目一〇番三一号ＩＷビル一Ｆ）に対して当社の個人、会社の資産運用及び資産管理事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　千葉日報

掲載の日付　令和八年八月六日

掲載頁　十七頁

令和八年八月十七日

長野県長野市川中島町原四六三番地六

株式会社一休さんのはなおか

代表取締役　花岡　宏樹

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年八月十七日

宮城県多賀城市城南一丁目一一番三一号

エムアールスリー合同会社

代表社員　宮城　功一

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年八月十七日

群馬県伊勢崎市除ヶ町三一一番地三号

ファーストパークマンション二〇三号

福山合同会社

代表社員　賈　桂窮

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年八月十七日

東京都千代田区神田神保町一丁目七番地六

合名会社一誠堂書店

代表社員　酒井　健彦

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年十月一日であり、組織変更後の商号は株式会社すいみーとし、本店を新潟県長岡市高見町一〇六六番地一へ移転予定です。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年八月十七日

新潟県見附市市野坪町二―五〇―一

合同会社ＢｌｕｅＷａｌｌｅｔ

代表社員　佐藤　正男

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年九月十八日であり、組織変更後の商号は株式会社才有る者の楽園とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年八月十七日

京都市上京区油小路中立売下ル甲斐守町九七番地　西陣産業創造會舘一Ｆ

合同会社才有る者の楽園

代表社員　山本　高資

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年八月十七日

福岡県大川市大字鐘ケ江七五二番地

若波酒造合名会社

代表社員　今村嘉一郎

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年八月十七日

福岡市博多区博多駅前三丁目四番二五号

アクロスキューブ博多駅前

創曦情報技術合同会社

代表社員　陳　正倫

効力発生日変更公告

当社は、令和八年九月一日予定の吸収合併の効力発生日を令和八年十月一日に変更いたしましたので公告します。

令和八年八月十七日

東京都千代田区丸の内二丁目3番2号郵船ビル七〇三―Ａ

ハウスリンクマネジメント株式会社

代表取締役　菅谷　太一

効力発生日変更公告

当社は、令和八年八月十八日予定の吸収分割の効力発生日を令和八年八月二十八日に変更いたしましたので公告します。

令和八年八月十七日

大阪市北区西天満五丁目一四番七号

株式会社ＴＯＹＯ　Ｈ＆Ｉ

代表取締役　山口　徹

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六百九十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年七月二十七日

掲載頁　十五頁

令和八年八月十七日

東京都中央区日本橋二丁目一四番一号

クリンクラウド株式会社

代表取締役　小山　佳克

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八千万五円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年七月二十七日

掲載頁　十五頁

令和八年八月十七日

東京都中央区日本橋二丁目一四番一号

クリンクラウド株式会社

代表取締役　小山　佳克

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年八月十七日

東京都中央区築地三丁目一二番五号小山ビル三階

株式会社ＩＮＡＳＥホールディングス

代表取締役　加納　宏二

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社フラワーヒル（住所長野県長野市篠ノ井布施五明三〇七五番地）に対して当社の資産管理事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　千葉日報

掲載の日付　令和八年八月六日

掲載頁　十七頁

令和八年八月十七日

長野県長野市川中島町原四六三番地六

株式会社一休さんのはなおか

代表取締役　花岡　宏樹

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年八月十七日

宮城県多賀城市城南一丁目一一番三一号

エムアールスリー合同会社

代表社員　宮城　功一

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年八月十七日

群馬県伊勢崎市除ヶ町三一一番地三号

ファーストパークマンション二〇三号

福山合同会社

代表社員　賈　桂窮

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四億八百六十一万八千円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年九月三十日であり、株主総会の決議は、令和八年九月二十九日に予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。https://chatplus.jp

令和八年八月十七日

東京都千代田区丸の内二丁目七番二号

チャットプラス株式会社

代表取締役　大江　繭子

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金二億七千万六千九十円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年一月五日

掲載頁　七十二頁（号外第一号）

令和八年八月十七日

東京都港区三田二丁目一四番五号

株式会社ＮｅｏＲｅａｌＸ

代表取締役　安藤　聖泰

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金九億六百二十二万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

令和八年八月十七日

東京都港区六本木三丁目二番一号

株式会社ＲｅＦａｃｔ

代表取締役　田口　政実

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金三億九千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年七月十七日

掲載頁　一二五頁（号外第一六〇号）

令和八年八月十七日

東京都港区赤坂五丁目三番六号

株式会社ＴＢＳ　Ｇｒｅｅｎ　Ｔｒａｎｓｆｏｒｍａｔｉｏｎ

代表取締役　法元　順

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億四百八十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年八月六日

掲載頁　八十四頁（号外第一七七号）

令和八年八月十七日

大阪府堺市堺区柏木町一丁三番一三号

関西触媒化学株式会社

代表取締役　箕浦　義基

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億一千一万円減少し、一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した事業年度はありません。

令和八年八月十七日

愛媛県西条市古川甲二九四番地の四

株式会社瀬戸内インフラホールディングス

代表取締役　塚本　沙樹

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を二百二十二億八千八百四十万円減少し、二千五百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年十二月二十六日

掲載頁　七十八頁（号外第二八六号）

令和八年八月十七日

東京都新宿区筑土八幡町二番一号

ＥＰＳホールディングス株式会社

代表取締役　厳　浩

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を六億五千六百十三万五千八百三十四円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年八月三日

掲載頁　三頁

令和八年八月十七日

東京都港区新橋三丁目二〇番一号

東和産業株式会社

代表取締役　岸野　誠人

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を全額減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年七月二十九日

掲載頁　五十八頁（号外第一七〇号）

令和八年八月十七日

富山県下新川郡朝日町東草野五八五番地

株式会社下澤養鶏

代表取締役　下澤　智宏

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を全額減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年六月二十六日

掲載頁　七十六頁（号外第一四二号）

令和八年八月十七日

静岡県浜松市天竜区山東一九三五番地の一

株式会社Ｔ．Ｍ．Ｙ

代表取締役　宮澤　力

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年九月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年八月十七日

山形市立谷川三丁目一一六三番地

山形木工株式会社

代表取締役　鈴木　廣宣

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年十月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年八月十七日

東京都大田区羽田四丁目一六番一〇号

中央工営株式会社

代表取締役　傍士　清志

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年九月四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年八月十七日

名古屋市天白区植田山五丁目二三〇一番地

昭和土木株式会社

代表取締役　神野　晋也

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年十月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年八月十七日

三重県四日市市諏訪町八番二三号

三重機械鉄工株式会社

代表取締役　佐藤　和久

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年九月一日開催予定の臨時株主総会において承認可決されることを条件として、令和八年九月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

令和八年八月十七日

大阪市中央区鎗屋町一丁目四―二

株式会社ユーエヌ土地利用研究所

代表取締役　中佐　一重

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年九月二十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年八月十七日

香川県高松市天神前一番二一号

ヤマトC&C株式会社

代表取締役　浅田　耕祐

株式分割につき通知公告

当社は、令和八年九月一日を基準日と定め、同日〇時現在の株主名簿上の株式をもって、その所有する株式一株を十株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和八年八月十七日

愛媛県四国中央市上分町四四番地七

株式会社ＦＩＥＬＤ

代表取締役　原田　勝俊

株式交換公告

当社（甲）は、株式会社ジェクティ（乙、三重県四日市市諏訪町四番五号）を完全子会社とする株式交換をすることにいたしました。

この株式交換は、会社法第七九六条第二項の規定に基づき、会社法第七九五条第一項に定める当社の株主総会の承認を得ずに行います。

この株式交換に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年七月二十四日

掲載頁　六十九頁（号外第一六六号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年七月二十四日

掲載頁　五十七頁（号外第一六六号）

令和八年八月十七日

東京都千代田区大手町二丁目二番二号

ＪＳＦＰ　Ｊｅｗｅｌ株式会社

代表取締役　山田　重樹

株式交換につき株券等提出公告

当社は、ＪＳＦＰ　Ｊｅｗｅｌ株式会社を完全親会社とする株式交換をすることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和八年九月二十五日までに当社にご提出下さい。

令和八年八月十七日

三重県四日市市諏訪町四番五号

株式会社ジェクティ

代表取締役　山田　重樹

限定承認公告

本籍栃木県栃木市岩舟町静和九二八番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　長谷川　清

右被相続人は令和七年十一月十一日頃から十一月二十日頃までの間に死亡し、その相続人は令和八年八月三日宇都宮家庭裁判所栃木支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十七日

栃木県栃木市岩舟町静五三八番地三

限定承認者　渡邊　佳弘

限定承認公告

本籍東京都渋谷区代々木四丁目四二番、最後の住所東京都渋谷区代々木四丁目四二番一七―八〇一号　被相続人　亡　日高　淳一

右被相続人は令和八年二月一日死亡し、その相続人は令和八年七月三十一日東京家庭裁判所家事第四部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十七日

東京都渋谷区代々木四丁目四二番一七―八〇一号　相続財産清算人　日高　理惠

限定承認公告

本籍和歌山県御坊市島一九七番地、最後の住所大阪市淀川区十八条一丁目三番二号アーバンスクエア三〇一号

被相続人　亡　西岡　洋子

右被相続人は令和八年五月六日死亡し、その相続人は令和八年八月三日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十七日

三重県松阪市石津町一六二番地一ボンリヴィエール石津Ａ―一〇一号室

相続財産管理人　西岡　渉

三重県四日市市鵜の森一丁目七番一〇号

ＳＡＹビル二階　四日市法律事務所

右代理人弁護士　奥谷　浩

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資三千七百六十二万八百八口を消却することにいたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和八年九月十八日までに当社にご提出下さい。

令和八年八月十七日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ＡＰ　ＪＮＲＰ２Ｃ特定目的会社

取締役　松澤　和浩

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資十二万九千四百六十六口のうち一万八千八百七十口を消却することにいたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和八年九月十八日までに当社にご提出下さい。

令和八年八月十七日

東京都中央区八丁堀四丁目二番一〇号ＡＯＪ税理士法人内

Ｄｒａｇｏｎ３特定目的会社

取締役　出澤　貴人

資金移動業の廃止に伴う、ウォレット残高返還に関する公告

当社が吸収合併・継承した株式会社セブン・グローバルレミットは令和六年三月一日付「資金移動業の廃止公告」の通り、令和六年四月二日に資金移動業（Sendy）を廃止いたしました。これに伴い、当社は、当該電子公告およびご連絡先を把握しているお客様には個別に、残高のご返金方法並びに令和八年七月三十一日までにお申し出いただくようご案内をいたしておりました。しかし、これらのご案内によっても、お申し出をいただけなかったお客様には返金を行うことができませんでした。

つきましては、令和八年八月十四日現在までに返金のお申し出がなかったお客様は、令和八年九月十七日までに左記「お問合せ先」へ残高ご返金のご連絡をお願いいたします。お客様の残高は、ご登録いただいたお客様の金融機関口座に振り込む方法により返金致します。振込手数料は当社で負担いたします。

記

【お問い合わせ先】

コールセンター

電話番号　〇五〇―五三〇五―六六六九

受付時間：平日十時～十七時

以上、資金決済に関する法律第四十七条第三号、同法施行令第十七条第二項第二号及び資金移動業者に関する内閣府令二十三条の規定により公告いたします。

令和八年八月十七日

東京都千代田区紀尾井町三番六号

株式会社デジタルワレット

代表取締役　宮川　英治

任意清算公告

当法人は、令和八年八月七日をもって解散し、弁護士法第三十条の三十第二項において準用する会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年八月十七日

東京都新宿区四谷四丁目二八番一五号慶和ビル　弁護士法人法律事務所ＭＩＲＡＩＯ

清算人　黒原　智宏

新規信託分割の公告

みずほ信託銀行株式会社（受託者）は、左記のとおり、令和八年九月三十日付で左記一の信託を新規分割しますので、公告します。

この分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載日の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

一、従前の信託の特定

㈠　信託の当事者

委託者兼受益者

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号

東京共同会計事務所内

さくら・ホールディング特定目的会社

受託者

東京都千代田区丸の内一丁目三番三号

みずほ信託銀行株式会社

㈡　信託の年月日及び契約名称

令和七年二月二十八日不動産管理処分信託契約書（東京ガーデンテラス紀尾井町）（その後の変更を含む。）

二、従前の信託において作成された財産状況開示資料等
　右記一の信託についての、信託法施行規則（平成十九年法務省令第四十一号）第十七条第二号及び第三号に掲げる事項については、左記連絡先にご照会下さい。
三、分割が効力を生ずる日以後の従前の信託及び新たな信託の信託財産責任負担債務の履行の見込み
　いずれも履行の見込みがあるものと判断しております。その詳細については左記連絡先にご照会下さい。
四、連絡先
　東京都千代田区丸の内一丁目三番三号
　みずほ信託銀行株式会社　不動産信託部
　電話番号　〇三―四三三五―七三七二
令和八年八月十七日
　受託者　東京都千代田区丸の内一丁目三番三号　みずほ信託銀行株式会社
　代表取締役社長　笹田　賢一

吸収分割公告及び合併公告

　左記会社のうち、乙及び丙は吸収分割して、乙は丙の銀行関連ソフトウェア事業（外国為替、統合サイト及びローンソリューション、窓口業務ソリューション及びネットワークソリューションを含みますが、ＰＯＳリテール事業は含みません。）に関する権利義務を承継し、丙はそれを承継させることにいたしました（以下「本吸収分割」といいます。）。
　また、左記会社のうち、甲及び乙は、本吸収分割の効力発生を停止条件として合併し、甲は乙の権利義務の全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました（以下「本吸収合併」といいます。）。
　本吸収分割及び本吸収合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
　なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）https://www.nttdata.com/jp/ja/
（乙）確定した事業年度はありません。
（丙）掲載　官報
　掲載の日付　令和八年三月三十一日
　掲載頁　九十三頁（号外第七十六号）

令和八年八月十七日
　東京都江東区豊洲三丁目三番三号
　（甲）株式会社ＮＴＴデータ
　代表取締役社長　鈴木　正範
　東京都江東区豊洲三丁目三番三号
　（乙）株式会社フィナンシャルテクノソリューション
　代表取締役　ハリス・ダレン・レスリー
　東京都中央区新川一丁目二一番二号
　（丙）日本ＮＣＲコマース株式会社
　代表取締役社長　ハリス・ダレン・レスリー

優先資本金の額の減少公告

　当社は、優先資本金の額を五十五億四千百八十万円減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
http://www.akasaka-audit.or.jp/balance/
令和八年八月十七日
　東京都港区元赤坂一丁目一番七―一二〇九号株式会社赤坂国際会計内
　横浜福浦特定目的会社
　取締役　林　令史

優先資本金の額の減少公告

　当社は、優先資本金の額を金八千万円減少することにいたしました。
　この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
　なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
掲載紙　官報
掲載の日付　令和八年三月十三日
掲載頁　二一七頁（号外第五十二号）
令和八年八月十七日
　東京都中央区銀座一丁目六番一一号土志田ビルディング三Ｆ
　ＤＨ―ＣＲＵＸ　Ｊａｐａｎ特定目的会社
　取締役　中村　武

優先資本金の額の減少公告

　当社は、優先資本金の額を一一六億円減少することにいたしました。
　この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
　なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は令和八年六月二十四日付官報号外第一三九号一八四頁に掲載されています。

令和八年八月十七日
　東京都中央区八重洲二丁目二番一号
　Ｇｒａｖｉｔｙ特定目的会社
　取締役　三品　貴仙

優先資本金の額の減少公告

　当社は、優先資本金の額を金四千万円減少することにいたしました。
　この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
　なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
http://snmm.jp/koukoku/tmk_tokyo_tn1/
令和八年八月十七日
　東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内
　特定目的会社東京ＴＮ１
　取締役　髙山　知也

優先資本金の額の減少公告

　当社は、優先資本金の額を九十六億二千二百三万三千八百五十円減少することにいたしました。
　この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
　なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
掲載紙　官報
掲載の日付　令和八年五月二十七日
掲載頁　一一〇頁（号外第一一七号）
令和八年八月十七日
　東京都千代田区霞が関三丁目二番五号
　恵比寿特定目的会社
　取締役　田中　雅勝

優先資本金の額の減少公告

　当社は、優先資本金の額を四億円減少し二十五億四千二百三十五万三千五百円とし、優先出資四百万口を一口につき金百円をもって消却することにいたしました。
　この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
　なお、最終の貸借対照表の開示状況は、次のとおりです。
掲載紙　官報
掲載の日付　令和八年六月四日
掲載頁　一六六頁（号外第一二四号）

令和八年八月十七日
　東京都港区赤坂二丁目一〇番五号デロイトトーマツ赤坂インターナショナル株式会社内
　神戸エクセレンス特定目的会社
　取締役　ガン・チー・テイク

優先資本金の額の減少公告

　当社は、優先資本金の額を金九千八百二十九万二千百二十一円減少することにいたしました。
　この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
　なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。
http://www.asa-cpn.jp/ir/00000996/7p7e/
令和八年八月十七日
　東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号
　ＡＰ　ＪＮＲＰ２特定目的会社
　取締役　松澤　和浩

優先資本金の額の減少公告

　当社は、優先資本金の額を金一億二百六十四万七千九百六十三円減少することにいたしました。
　この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
　なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。
http://www.asa-cpn.jp/ir/00001168/be87/
令和八年八月十七日
　東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号
　ＡＰ　ＪＮＲＰ２Ｂ特定目的会社
　取締役　粟国　正樹

優先資本金の額の減少公告

　当社は、優先資本金の額を金三千七百六十二万八百八円減少することにいたしました。
　この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
　なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。
http://www.asa-cpn.jp/ir/00001399/94ho/
令和八年八月十七日
　東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号
　ＡＰ　ＪＮＲＰ２Ｃ特定目的会社
　取締役　松澤　和浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金四十三億五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.web-public-notice.jp/44K456S-00019

令和八年八月十七日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号　ジーナイン・ジャパン・ツー特定目的会社

取締役　中村　武

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金二十六億三千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.web-public-notice.jp/44K456S-00056

令和八年八月十七日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号　ジャパン・アマギ特定目的会社

取締役　中村　武

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金十三億一千二百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00000346/1fz0/

令和八年八月十七日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号　辻堂ホールディング特定目的会社

取締役　栗国　正樹

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金二十四億六千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00000346/1fz0/

令和八年八月十七日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号　ジャパン・ガッサン特定目的会社

取締役　中村　武

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金十四億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.web-public-notice.jp/44K456S-00054

令和八年八月十七日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号　ジャパン・イワキ特定目的会社

取締役　中村　武

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金六億九千八百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00000346/1fz0/

令和八年八月十七日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号　辻堂ホールディング特定目的会社

取締役　栗国　正樹

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金九億四千三百五十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年三月二十五日

掲載頁　五十一頁（号外第六十八号）

令和八年八月十七日

東京都中央区八丁堀四丁目二番一〇号ＡＯＪ税理士法人内

Ｄｒａｇｏｎ３特定目的会社

取締役　出澤　貴人

資金の返還に関するお問い合わせ窓口変更公告

当社は、令和八年五月十五日付「資金移動業の廃止に関する公告」及び令和八年七月一日付「資金移動業の廃止に伴う資金の返還に関する公告」により、資金決済に関する法律に基づく資金の返還手続について公告しておりますが、このたび令和八年八月三十一日をもって事務所を閉鎖することとなりました。

これに伴い、令和八年八月十二日以降の資金返還に関するお問い合わせ窓口を左記のとおり変更いたします。

なお、資金の返還請求の受付及び返還手続につきましては、従前公告しましたとおり、令和八年九月三十日まで継続して実施いたします。

記

○お問い合わせ窓口（令和八年八月十二日以降）

会社名　メトロレミッタンスジャパン株式会社

電話番号　〇五〇―一七八五―二三六一

（受付時間　平日午前九時から午後三時まで）

電子メール　mrj.operation@metro-rj.co.jp

ウェブサイト　https://www.metro-rj.co.jp/

令和八年八月十七日

関東財務局長登録資金移動業者

第〇〇〇三四号

メトロレミッタンスジャパン株式会社

代表取締役　松田　守司

正　誤

ページ	段	行	誤	正

令和七年六月十一日（号外第百二十八号）金融庁・財務省・経済産業省告示第五号（株式会社商工組合中央金庫法の施行に関する告示等の一部を改正する件）

（原稿誤り）

一二三ページ上段第二条表中改正後欄一行目の前に次を加える。

（連結の範囲）

第三条　連結自己資本比率は、連結財務諸表に基づき算出するものとする。この場合において、連結財務諸表については、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づき作成することとする。ただし、商工組合中央金庫が法第三十九条第一項第一号から第六号まで又は第八号に掲げる会社を子会社としている場合における当該子会社（第八条第八項第一号ロにおいて「金融子会社」という。）については、連結財務諸表規則第五条第二項の規定を適用しないものとする。

２　同ページ上段第二条表中改正前欄一行目の前に次を加える。

（連結の範囲）

第三条　連結自己資本比率は、連結財務諸表に基づき算出するものとする。この場合において、連結財務諸表については、連結財務諸表規則の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づき作成することとする。ただし、商工組合中央金庫が法第三十九条第一項第一号から第六号まで又は第十一号に掲げる会社を子会社としている場合における当該子会社（第八条第八項第一号ロにおいて「金融子会社」という。）については、連結財務諸表規則第五条第二項の規定を適用しないものとする。

２　（略）

同ページ上段第二条表中改正後欄一行目から一二四ページ上段第二条表中改正後欄終りから一行目まで及び一二三ページ上段第二条表中改正前欄一行目から一二四ページ上段第二条表中改正前欄終りから一行目までの各行は、いずれも横書きとする。

一二四	改正後欄 四	第八号	第十一号